

大間町

第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

青森県 大間町

はじめに

本町では、深刻化する少子高齢化と人口減少の中、その歯止めをかけるため、「大間町で結婚し子どもを産み育てたい人への支援」とともに、「大間町の将来を担う子どもたちの健やかな成長への支援」が町政における重要課題と位置づけられます。



これらの課題に対応するため、町では平成27年3月に「大間町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を、令和2年3月に「第2期大間町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定し、子ども・子育てを支援する取り組みを計画的かつ総合的に進めてまいりました。

この間も、少子化や核家族化が進んでいるとともに、共働き世帯の増加など社会環境が日々変化しているほか、児童虐待やヤングケアラーの問題、障がいなどにより特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応、子どもの貧困の解消など、子どもたちや子育てを取り巻く問題・課題がより複雑化・複合化している状況です。

また、国においては、こども基本法の成立・公布（令和4年6月）をはじめ、子ども・子育てに関わる様々な法制度の改正等が行われております。

そしてこの度、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期大間町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念『おおまの自然の中で のびのび育児による 次代の親づくり』の下、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちがのびのびと成長できる地域社会を目指した取り組みをさらに進めることといたしました。

第3期は、児童福祉法の一部改正に伴う「こども家庭センター」の設置のほか、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施など、町として新たな事業に取り組むことが求められております。

加えて、複雑化・複合化する問題・課題に対応するため、公民を問わず関係機関・団体、地域住民が相互に連携・協働し、子どもと子育て家庭に寄り添い、支える地域づくりが不可欠となっております。

住民の皆さまには、今後も様々なかたちで子ども・子育てに関わりを持っていただき、関係機関・団体や事業者の皆さまとともに、地域が一体となって子ども・子育て支援を進めていきたいと考えておりますので、皆さまのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました大間町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆さまに、心から厚くお礼申し上げます。

大間町長 野崎尚文



目 次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間	5
5 制度改正等のポイント	5
6 計画の策定体制と住民意見の反映	8
7 県や近隣市町村との連携	8
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本町における人口と子ども人口の状況	11
2 子育て世帯の状況	13
3 保護者の就業・育児休業制度利用の状況	17
4 教育・保育、子育て支援事業の利用状況・利用意向等	20
5 子育ての環境や支援への満足度等	23
6 施策の進捗評価	24
7 本町における子ども・子育て支援に関わる課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念等	31
2 計画の基本目標	32
3 施策の体系図	34
第4章 子育てに関する施策の展開	39
基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援	40
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	47
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	52
基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	58
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保	61
基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	63
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	73
1 教育・保育事業等の提供区域	73
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の二ーズ量推計	74

3	教育・保育の量の見込み及び確保目標量.....	76
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量.....	80
5	総合的な子どもの放課後対策の推進.....	91
6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	92
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に 関する事項...	93
8	子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項..	93
第6章	計画の推進・評価体制.....	97
1	計画の推進体制.....	97
2	計画の公表及び周知.....	97
3	計画の評価と進行管理.....	97
資 料 編		101
1	大間町 子ども・子育て会議条例.....	101



第1章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

大間町（以降「本町」という。）では、令和2年3月に子ども・子育て支援法に基づく5か年計画として「大間町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以降「第2期計画」という。）を策定し、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立の支援など、幅広い観点から次世代育成支援の充実に取り組んできました。

他方、国では子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、子ども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が発足されています。そして、令和5年12月には、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

また、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を市町村の努力義務とした児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、国では令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべての子どもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く様々な法制度等の改正や策定が行われています。

これを踏まえて、本町では、第2期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業量の見直しを行いつつ、大間町子ども・子育て会議における議論を経て、次期計画となる「大間町第3期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

今後は本計画をもとに、町内に居住する障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

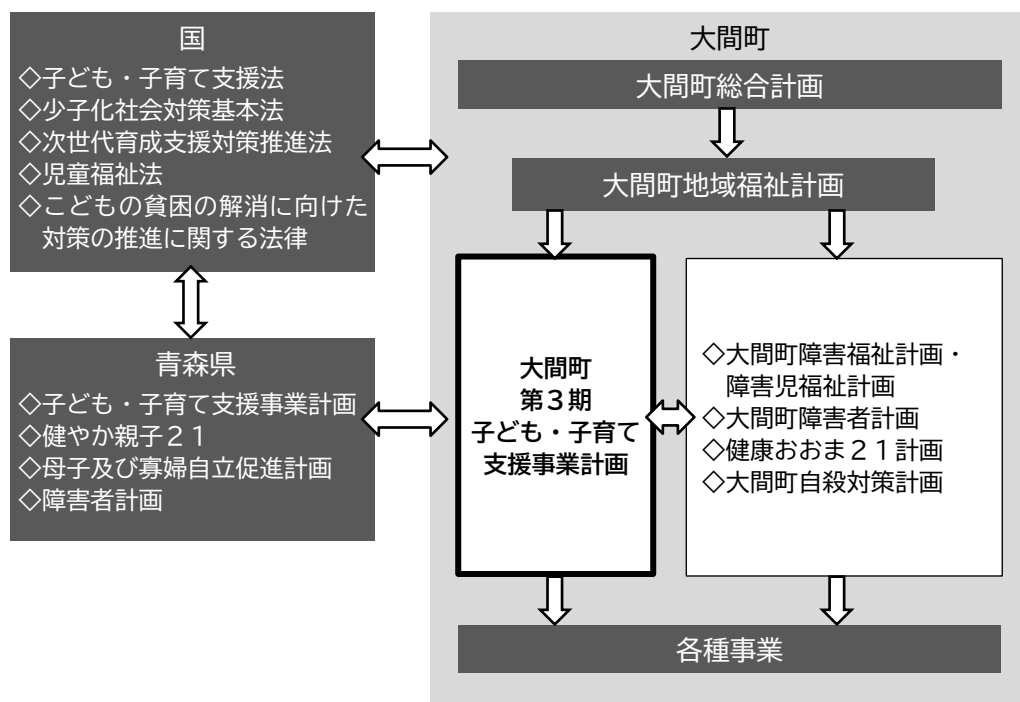
また、令和6年5月に次世代育成支援対策推進法が改正され、法の有効期限が令和17年3月31日まで延長されたため、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」を包含する計画として策定し、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めていきます。

加えて、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」を包含する計画として策定します。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、本町の最上位計画である「大間町総合計画」と、福祉分野の上位計画である「大間町地域福祉計画」のほか、関連する「大間町障害福祉計画・障害児福祉計画」、「大間町障害者計画」、「健康おおま21計画」、「大間町自殺対策計画」との整合性を図るよう努めました。

■ 他計画との連携





4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。

■ 計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
大間町子ども・子育て支援事業計画（第2期）									
					大間町第3期子ども・子育て支援事業計画				

5 制度改正等のポイント

（1）こども基本法（令和4年法律第77号）及びこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

また、こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広い子ども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

◆こども基本法の6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	■ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 ■ この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ■ 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置づけ	① 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	■ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ■ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
	② 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）	■ 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ■ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	■ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ■ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	① 子育て短期支援事業	■ 保護者が子どもと共に児童養護施設等に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ■ 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	② 一時預かり事業	■ 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等



(3) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策について、その概要は次のとおりです。

◆こども誰でも通園制度の概要

	概要
対象となる子ども	■ 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象 ■ 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象 ■ 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	■ 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施して差し支えない ■ 実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ■ 対象となる子どもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する ■ 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

	概要
根拠法等	■ 母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた。
目的	■ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。
対象者	■ 産後ケアを必要とする者
内容	■ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）
実施方法等	(1) 宿泊型 ■ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	(2) デイサービス型 ■ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	(3) アウトリーチ型 ■ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

6 計画の策定体制と住民意見の反映

学識経験者、関係団体代表などから構成される「大間町子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業のニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年11月～12月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の検討や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

さらに、計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討については、町民の必要なニーズ量が確保できるよう庁内の関係部署が近隣市町村間と協議・調整を進めていく上で、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、県と恒常的な情報交換や必要な支援を受けるなどの連携を図りました。

これにより、近隣市町村と協議・調整を図り、子ども・子育て支援事業の提供量の確保策について相互に連携し、環境の整備を行いました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

子ども・子育て支援の現状と課題





第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

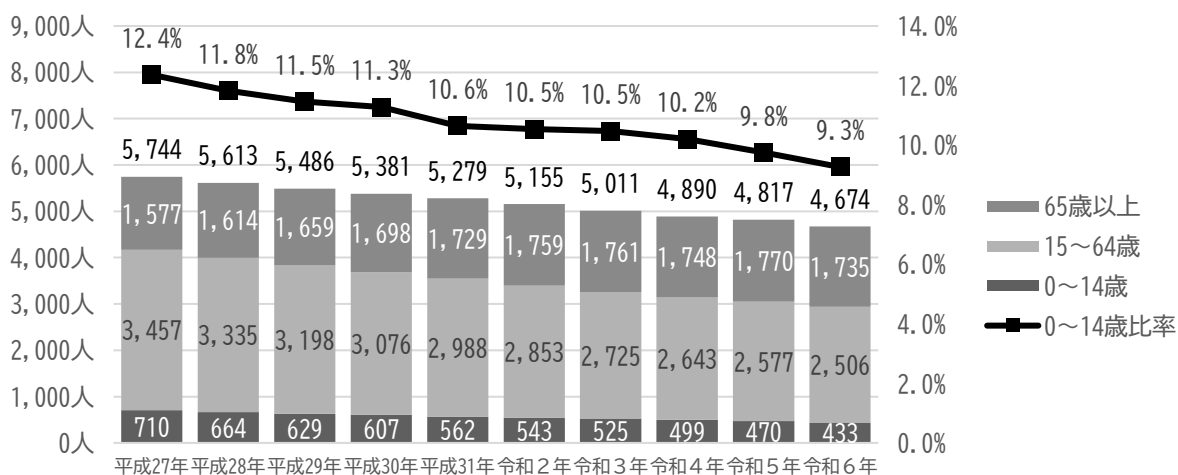
1 本町における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

本町の総人口は、令和6年3月31日現在4,674人となっており、減少傾向で推移しています。

そのうち年少人口（0～14歳）は、令和6年3月31日現在433人となっており、総人口に占める比率（0～14歳比率）は9.3%で、減少傾向で推移しています。

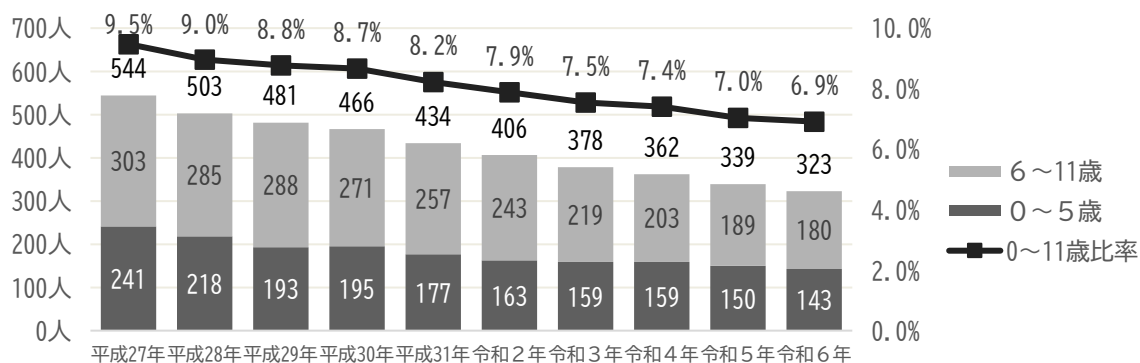
■ 3階級別人口等の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子どものうち0～11歳人口は、令和6年3月31日現在323人となっており、人口、比率ともに減少傾向で推移しています。

■ 子ども人口等の推移

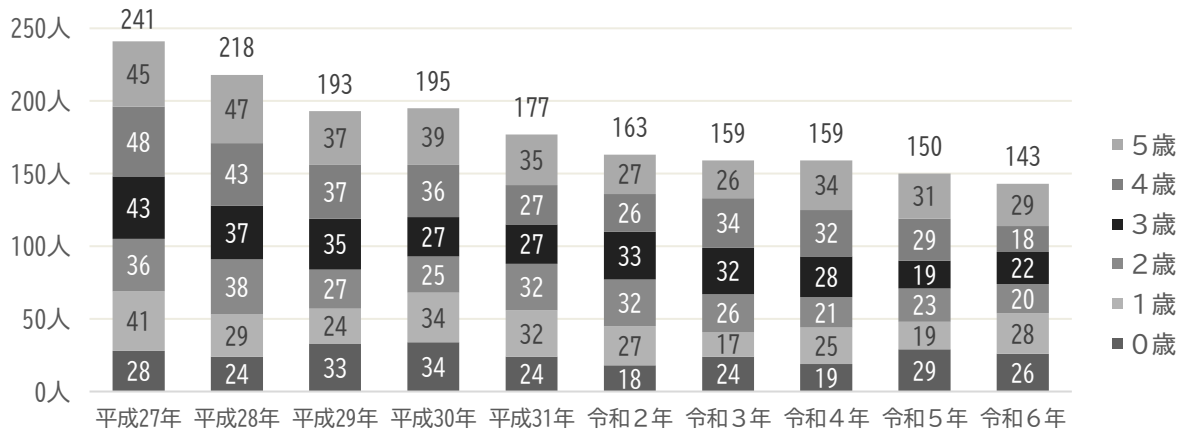


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに、就学前児童（0～5歳）は、令和6年3月31日現在143人となっており、平成27年比で100人近く（98人）、約4割減少しています。

■ 0～5歳児の人口推移

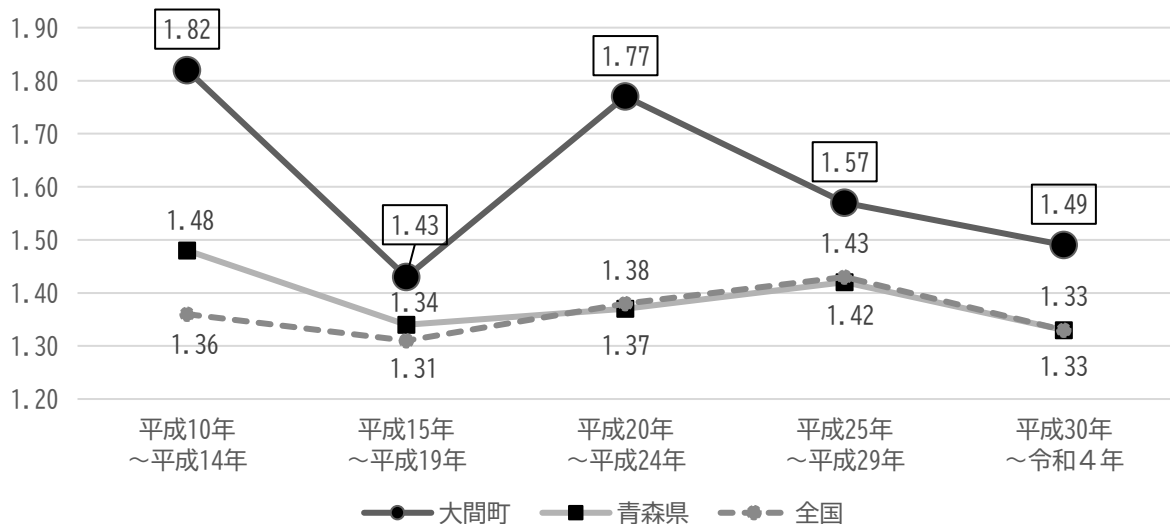


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率※の推移

本町の合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の平均で1.49となっており、平成10年以降、全国や県より高い水準で推移しています。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計の概況」

※出生数を人口で除して得られる普通出生率に対して、出生を男女別、年齢別、集団属性別などに細分化して観察した出生率を特殊出生率といいます。合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値をいい、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものです。



2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

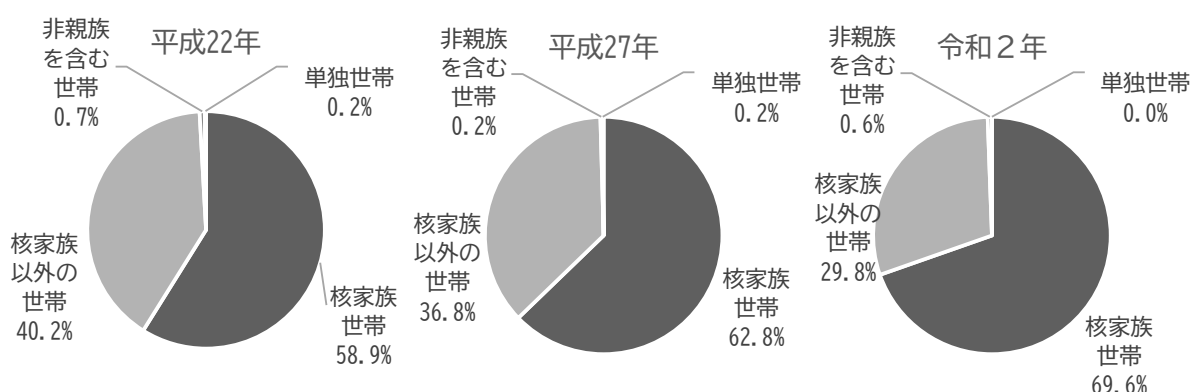
平成22年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯の総数は、平成22年の574世帯から令和2年には349世帯と、225世帯の減少となっています。

一方、総数に占める核家族世帯の比率は、平成22年の58.9%から令和2年には69.6%に上昇しており、核家族化が進行しています。

また、総数に占めるひとり親世帯（男親と子供から成る世帯及び女親と子供から成る世帯）の比率は、平成22年の12.7%から令和2年には16.6%に上昇しています。

■ 子育て世帯（18歳未満世帯員がいる世帯）の推移

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成22年		平成27年		令和2年	
総数	574	100.0%	454	100.0%	349	100.0%
親族のみ世帯	569	99.1%	452	99.6%	347	99.4%
核家族世帯	338	58.9%	285	62.8%	243	69.6%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦と子供から成る世帯	265	46.2%	219	48.2%	185	53.0%
男親と子供から成る世帯	9	1.6%	7	1.5%	3	0.9%
女親と子供から成る世帯	64	11.1%	59	13.0%	55	15.8%
核家族以外の世帯	231	40.2%	167	36.8%	104	29.8%
非親族を含む世帯	4	0.7%	1	0.2%	2	0.6%
単独世帯	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%



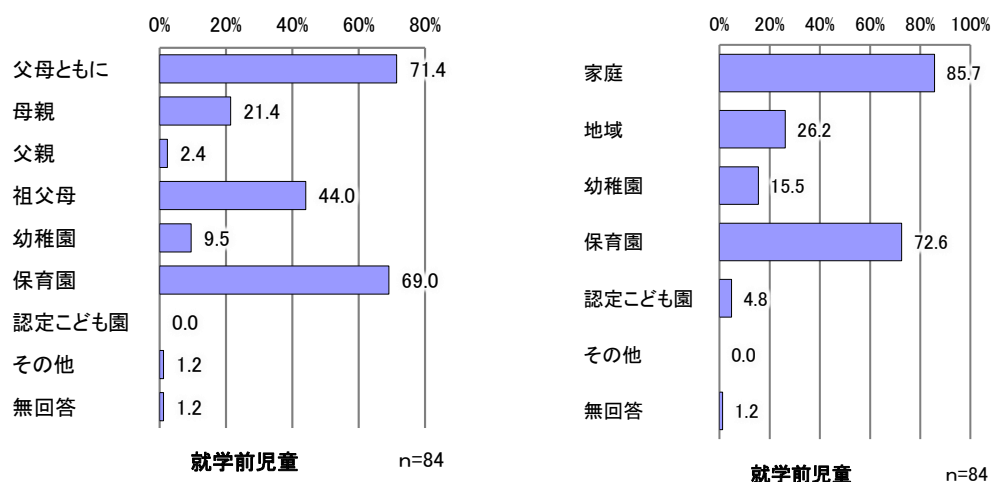
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 保護者における子育ての状況

就学前児童の日常的に子育てに関わっている方は、「父母ともに」が最も高く71.4%、次いで「保育園」が69.0%、「祖父母」が44.0%となっています。

子育てに影響を与える環境は、「家庭」が最も高く85.7%、次いで「保育園」が72.6%、「地域」が26.2%となっています。

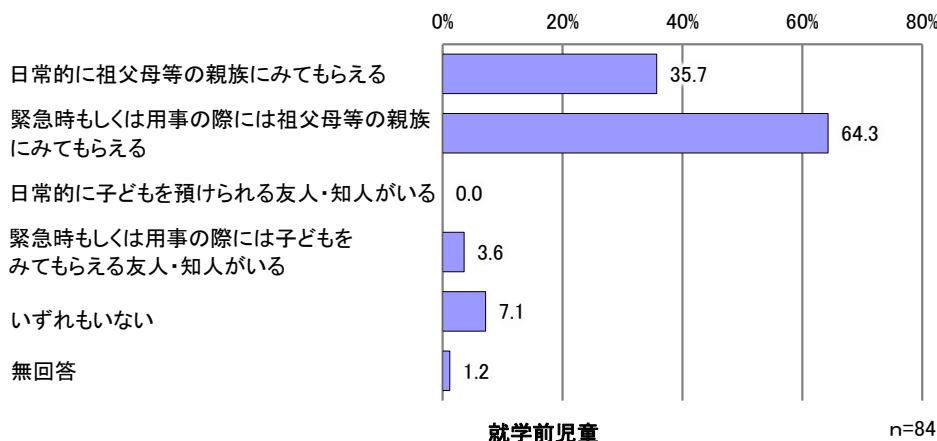
■ 主な保育者の状況
 ■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む） ■ 子育てに影響を与えると思う環境



資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

就学前児童の子育てに関する親族・知人等協力者の状況をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く64.3%、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が35.7%、「いずれもない」が7.1%となっています。

■ お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

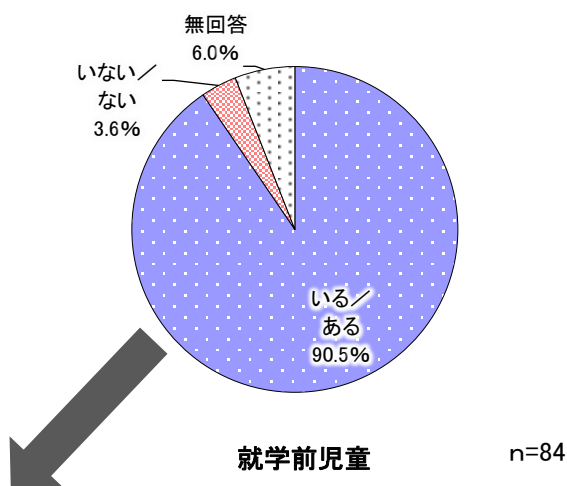


(3) 子育てに関する相談者の状況

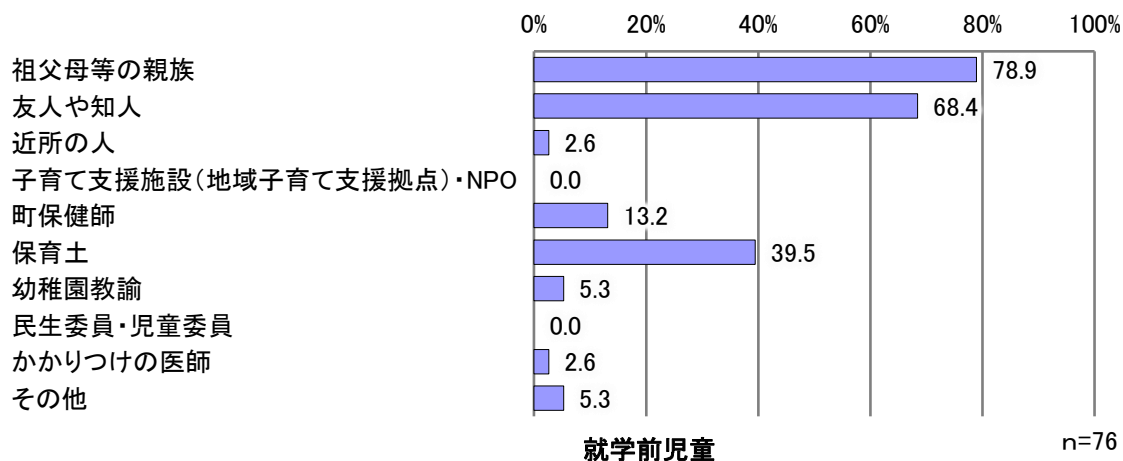
気軽に相談できる人の有無をみると、「いる／ある」が90.5%で、「いない／ない」が3.6%となっています。

気軽に相談できる相手の状況をみると、「祖父母等の親族」が最も高く78.9%、次いで「友人や知人」が68.4%、「保育士」が39.5%となっています。

■ 子育てに関して気軽に相談できる人の有無



■ 気軽に相談できる相手

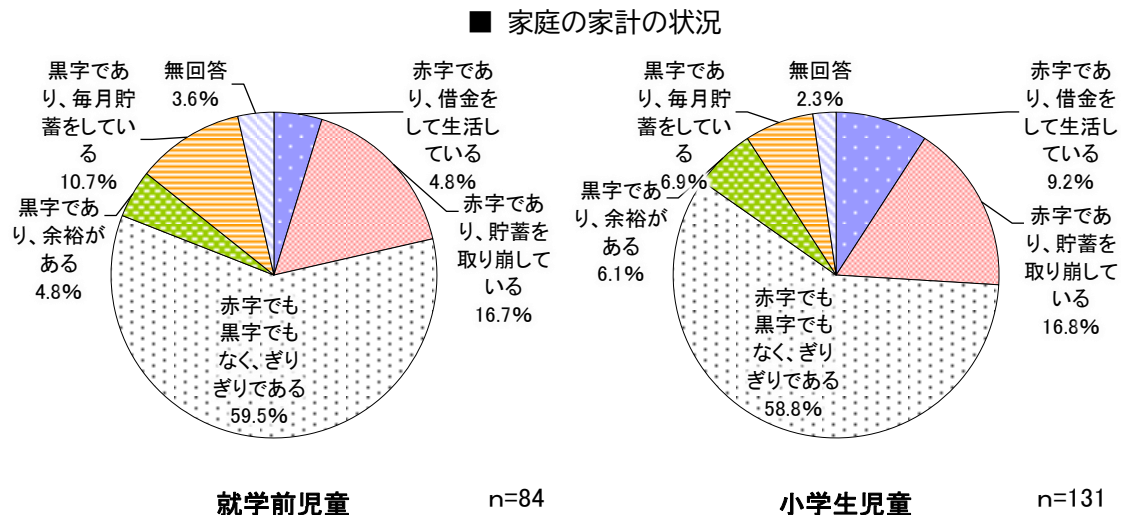


資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(4) 世帯の生活状況

子育て世帯の家計の状況をみると、就学前児童の家庭では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が最も高く59.5%、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が16.7%、「赤字であり、借金をして生活している」が10.7%となっています。

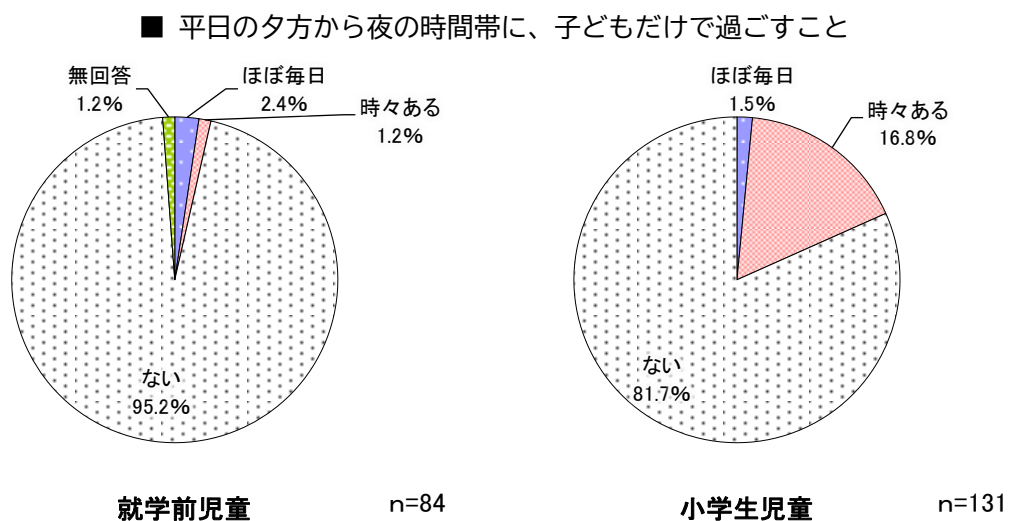
小学生の家庭では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が最も高く58.8%、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が16.8%、「赤字であり、借金をして生活している」が9.2%となっています。



資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

平日の夕方から夜の時間帯に、子どもだけで過ごすことの有無については、就学前児童の家庭では、「ない」が最も高く95.2%、次いで「ほぼ毎日」が2.4%、「時々ある」が1.2%となっています。

小学生の家庭では、「ない」が最も高く81.7%、次いで「時々ある」が16.8%、「ほぼ毎日」が1.5%となっています。



資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

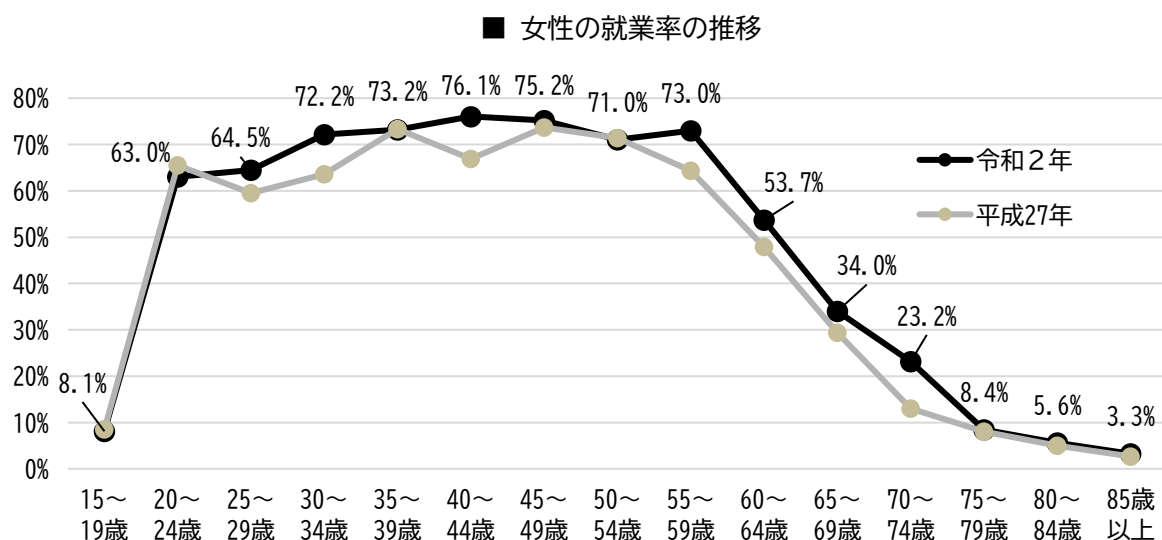


3 保護者の就業・育児休業制度利用の状況

(1) 女性の就業率の推移

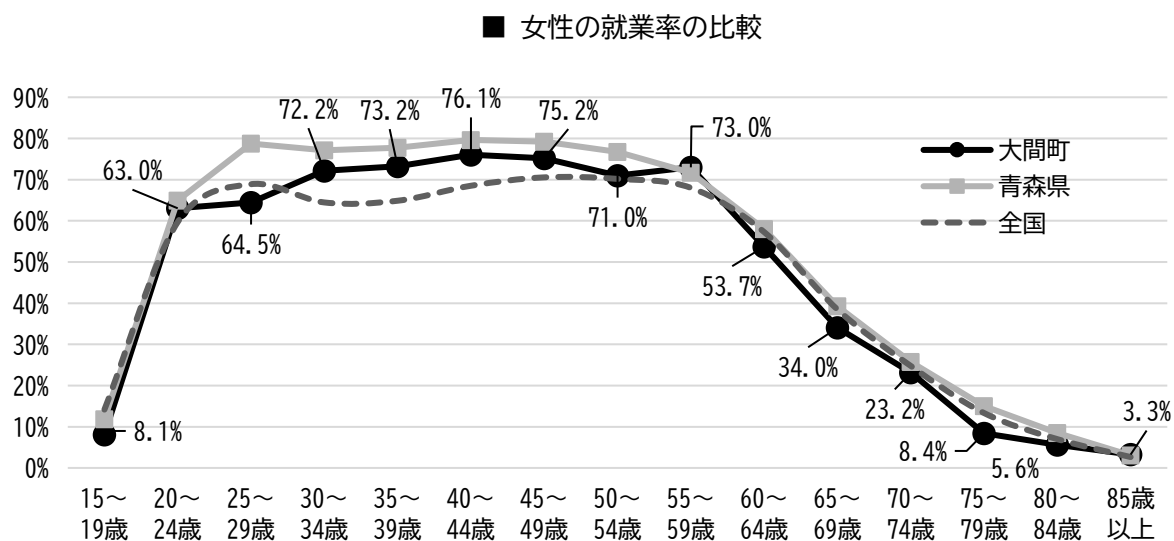
本町の女性の就業率は、20歳代後半から30歳代前半にかけて、令和2年の率が平成27年を上回っているほか、40歳代前半や50歳代後半以降、就業率の上昇が見られます。

20歳代後半から30歳代前半の就業率の上昇に伴い、平成27年に見られたいわゆるM字カーブ（結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する線形）が、令和2年には見られない状況となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

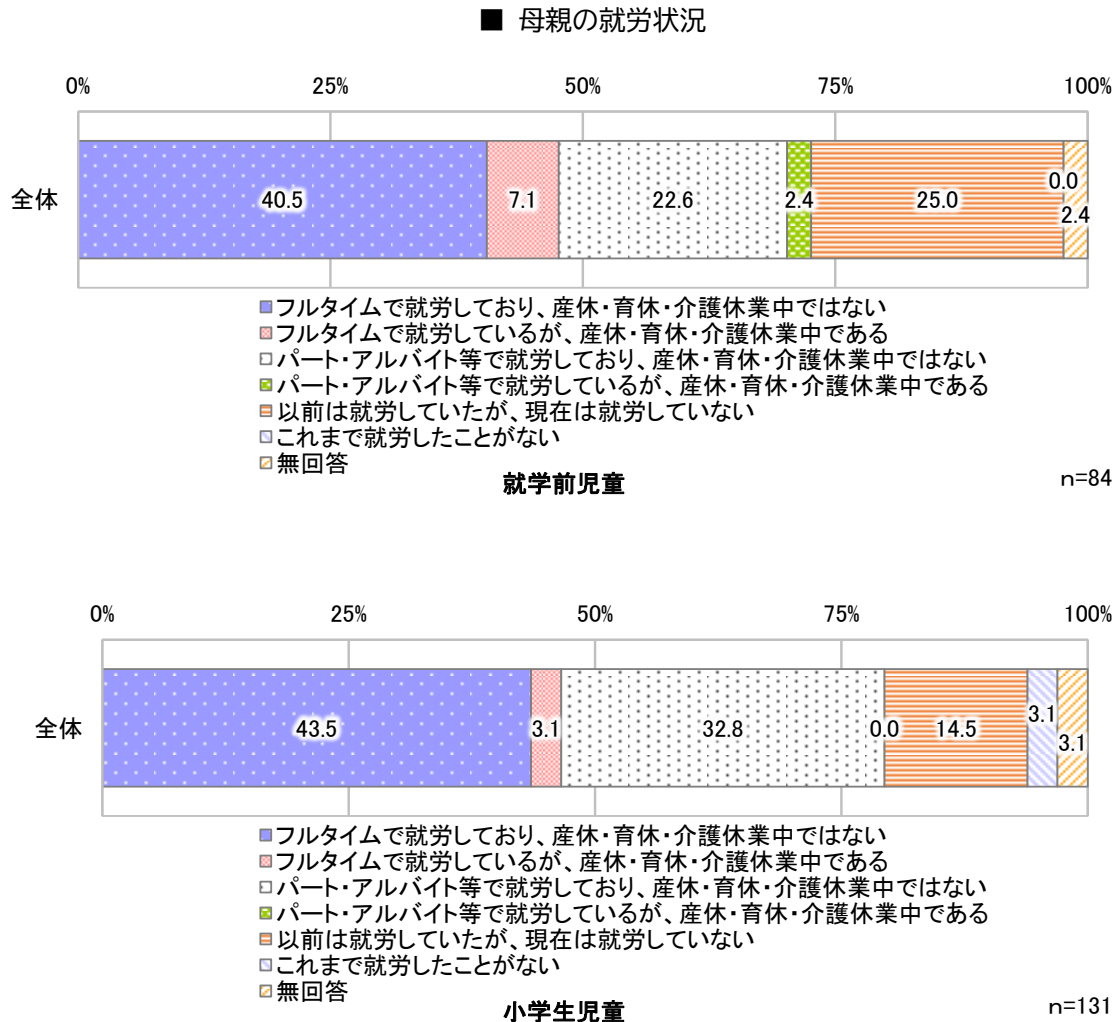
本町の女性の就業率は、ほとんどの年齢階級で県を下回る水準である一方、30歳代前半から40歳代後半にかけては全国を上回る水準となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 母親の就労状況・就労意向

母親の就労状況をみると、フルタイムでの就労の割合は、就学前児童保護者47.6%、小学生保護者46.6%となっています。



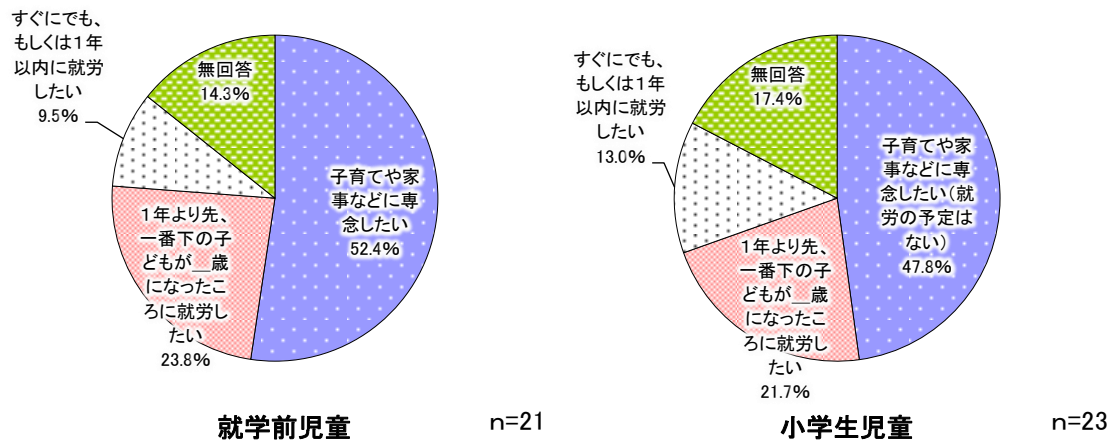
資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前児童の保護者では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が最も高く52.4%、次いで「1年より先、一番下の子どもが__歳になったところに就労したい」が23.8%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が9.5%となっています。

小学生児童の保護者では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が最も高く47.8%、次いで「1年より先、一番下の子どもが__歳になったところに就労したい」が21.7%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が13.0%となっています。



■ 就労していない母親の今後の就労希望



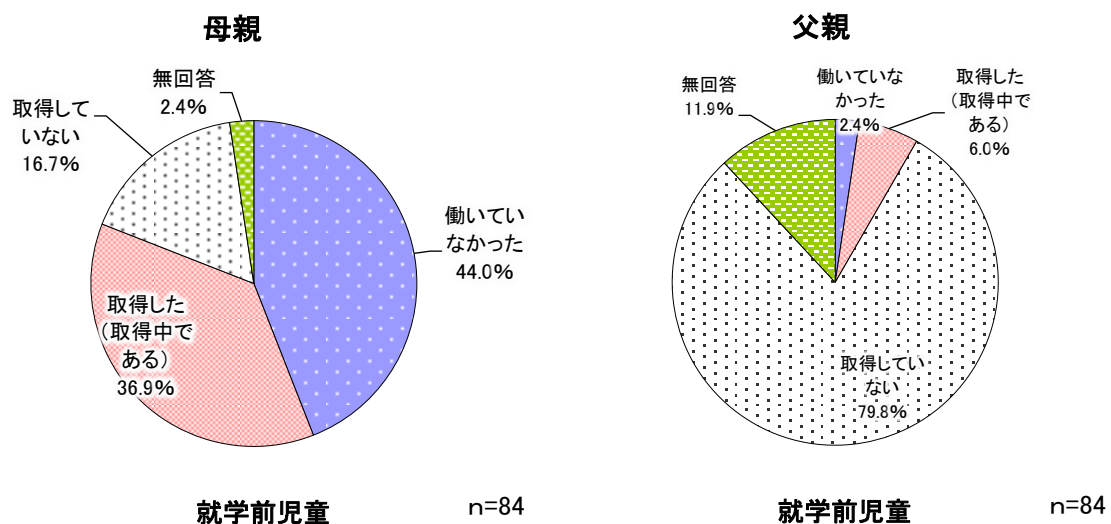
資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(3) 育児休業制度利用の状況

就学前児童の母親では、「働いていなかった」が最も高く44.0%、次いで「取得した（取得中である）」が36.9%、「取得していない」が16.7%となっています。

就学前児童の父親では、「取得していない」が最も高く79.8%、次いで「取得した（取得中である）」が6.0%、「働いていなかった」が2.4%となっています。

■ 育児休業制度の利用状況



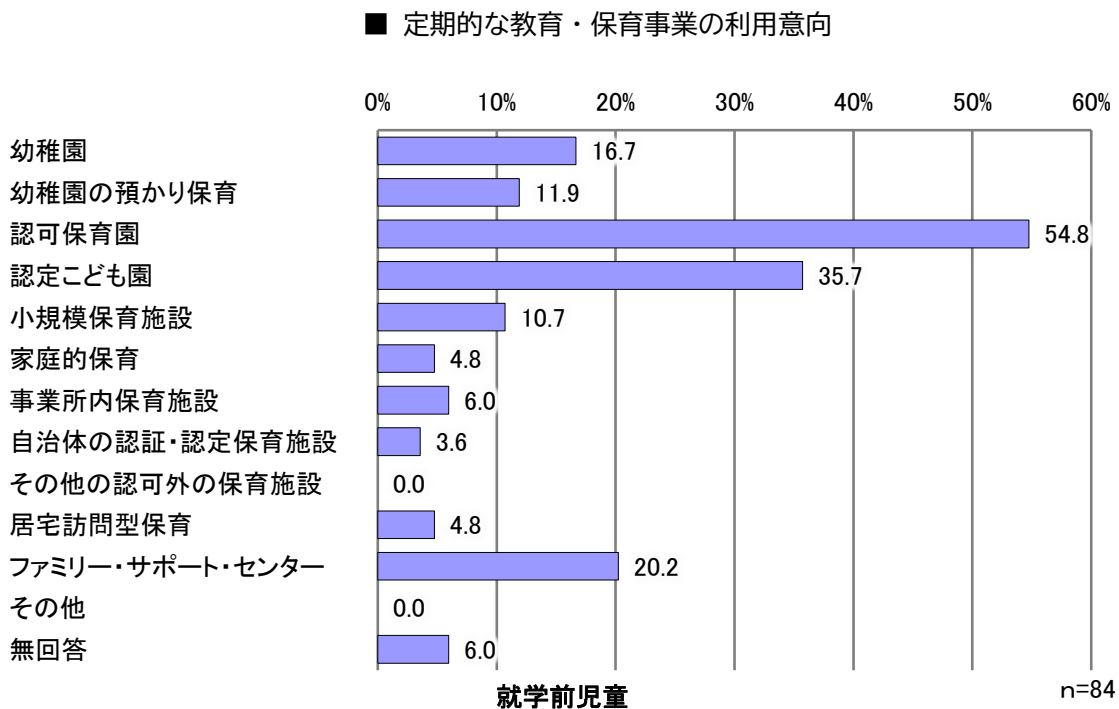
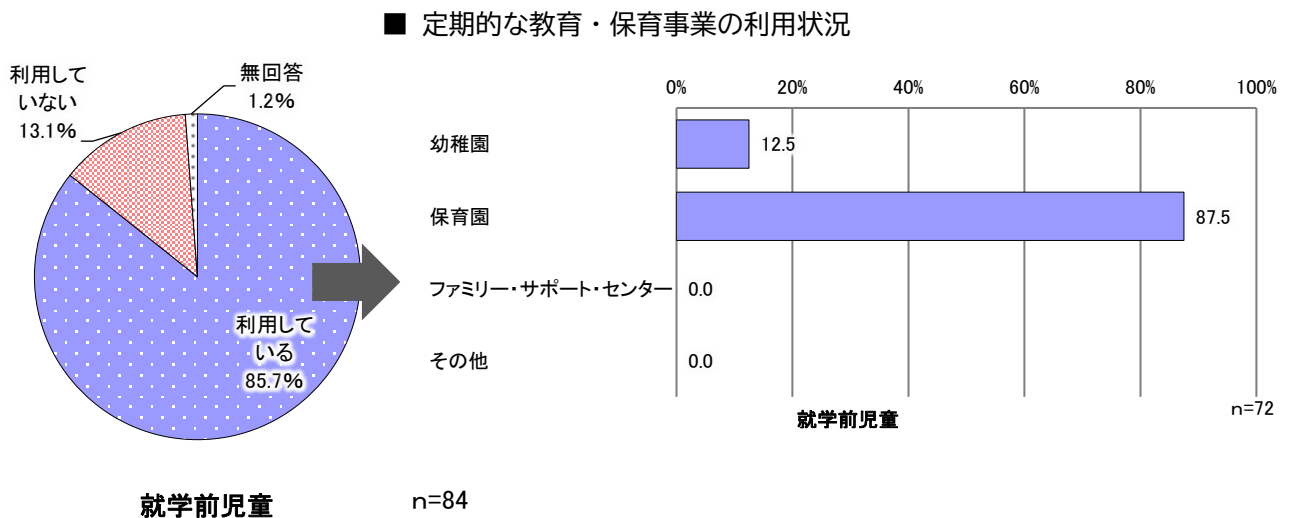
資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

4 教育・保育、子育て支援事業の利用状況・利用意向等

(1) 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」の利用

定期的な教育・保育事業を「利用している」が85.7%となっており、利用中の事業は、「保育園（うみのこ保育園、大間保育園）」が最も高く87.5%、次いで「幼稚園（大間幼稚園）」が12.5%となっています。

今後の利用意向は、「認可保育園」が最も高く54.8%、次いで「認定こども園」が35.7%、「ファミリー・サポート・センター」が20.2%となっています。



資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

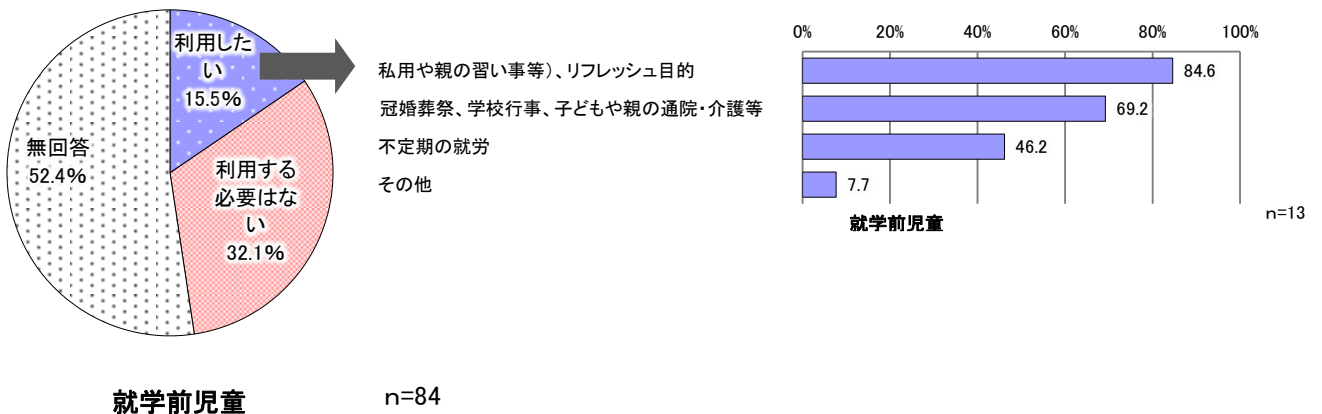


(2) 一時保育事業の利用意向

一時保育事業の利用希望をみると、「利用したい」が15.5%となっています。

利用したい目的は、「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が最も高く84.6%、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院・介護等」が69.2%、「不特定の就労」が46.2%となっています。

■ 一時保育事業の利用希望とその目的



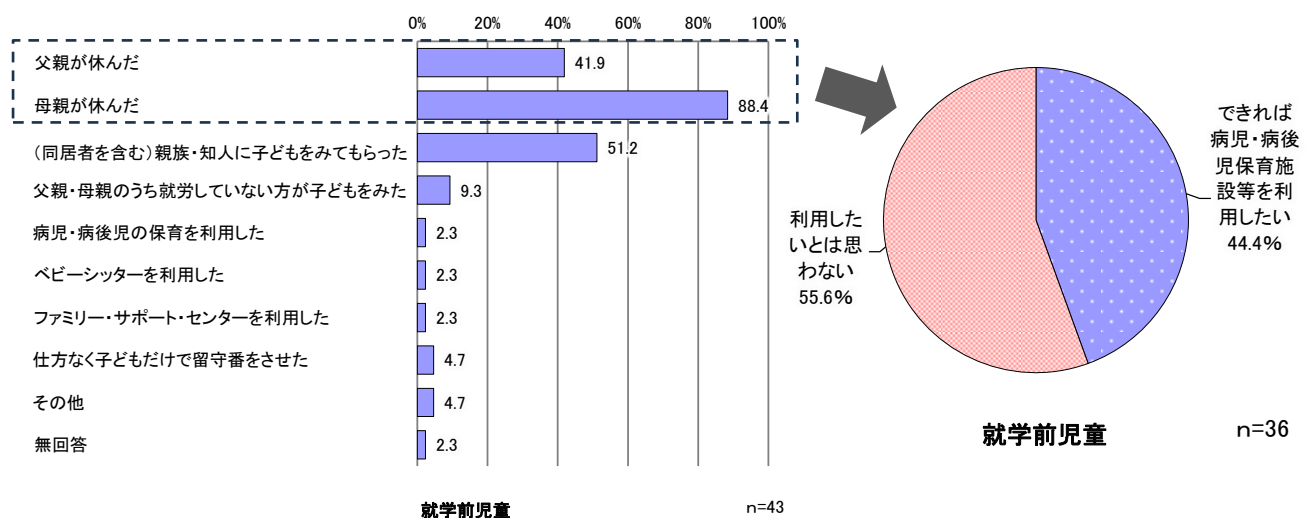
資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(3) 子どもが病気等の際の対処方法と病児・病後児保育の利用意向

子どもが病気等で教育・保育事業を利用できなかった際の対処方法をみると、「母親が休んだ」が最も高く88.4%、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が51.2%、「父親が休んだ」が41.9%となっています。

「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」という保護者については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が44.4%となっています。

■ 子どもが病気等で教育・保育事業を利用できなかった際の対処と病児・病後児保育の利用希望

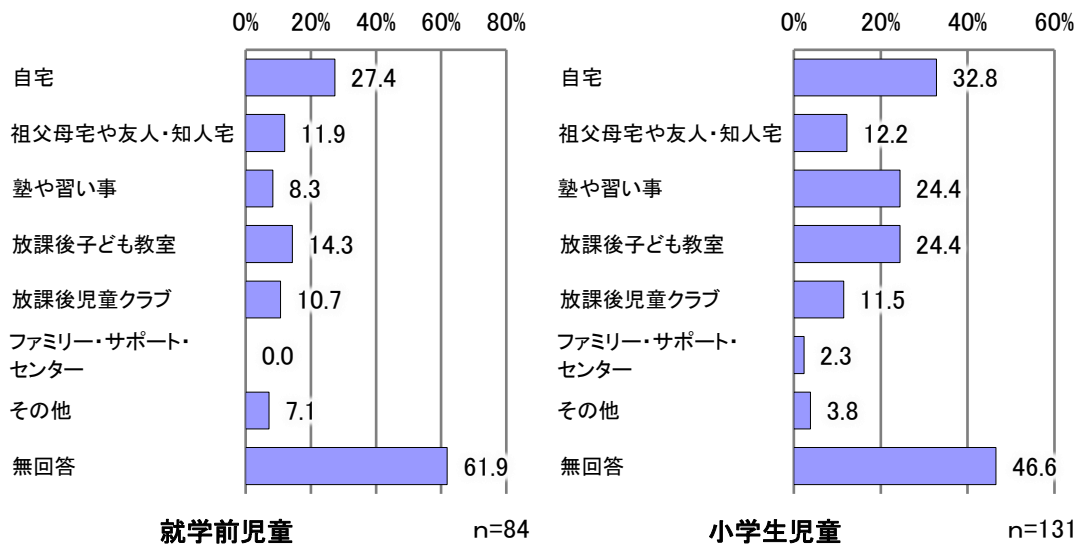


資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(4) 平日の放課後の過ごし方の意向

小学校低学年時期の放課後の過ごし方の希望は、就学前児童（５歳以上）では「放課後子ども教室」が14.3%、「放課後児童クラブ」が10.7%、小学生児童では「放課後子ども教室」が24.4%、「放課後児童クラブ」が11.5%となっています。

■ 放課後の過ごし方の希望

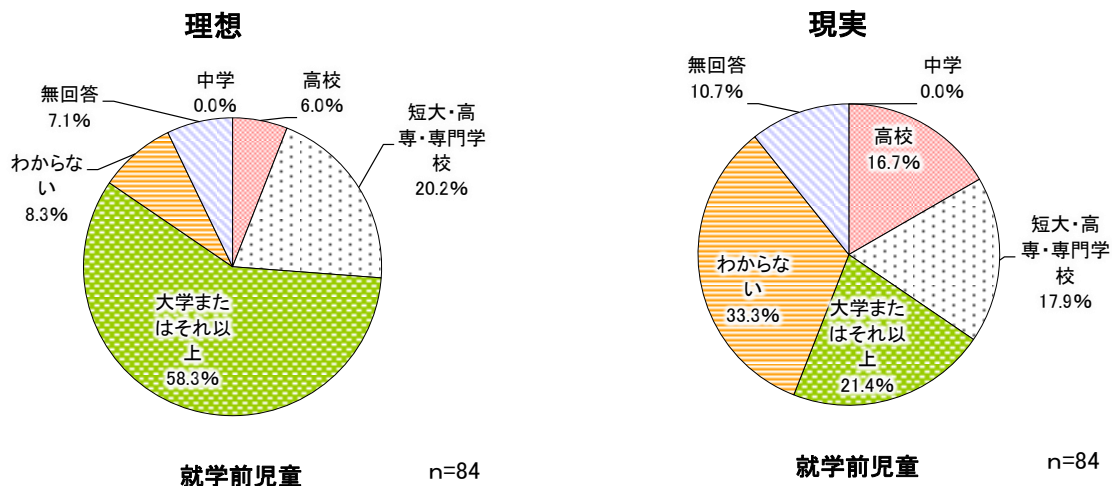


資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(5) 子どもの教育に関する意向

子どもにどの段階までの教育を受けさせたいかを聞いたところ、就学前児童の保護者では、理想は「大学またはそれ以上」が最も高く58.3%、現実には「わからない」が最も高く33.3%、次いで「大学またはそれ以上」が21.4%、「短大・高専・専門学校」が17.9%となっています。

■ どの段階までの教育を受けさせたいかの理想と現実〈就学前〉

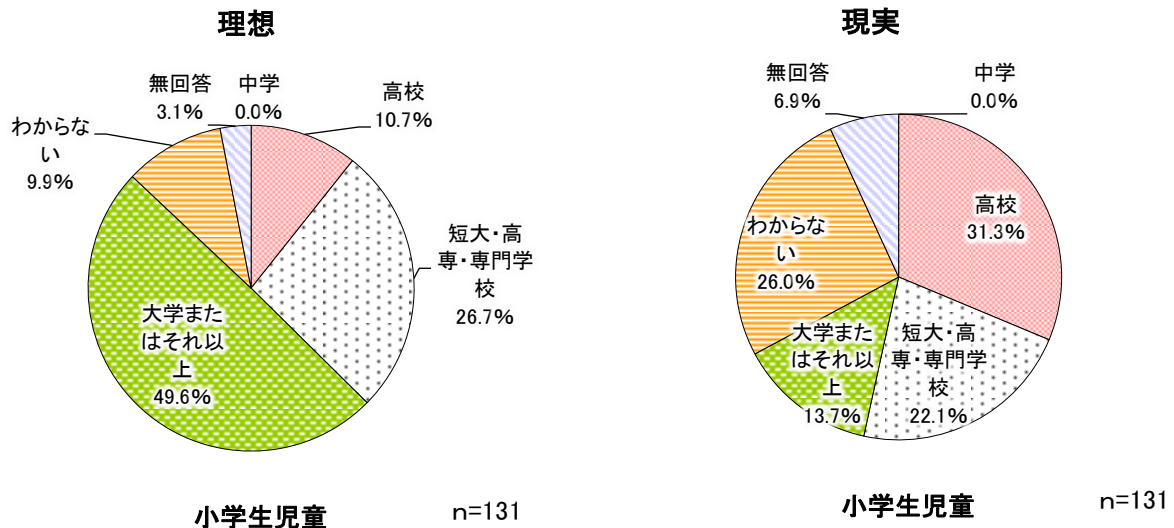


資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）



小学生児童の保護者では、理想は「大学またはそれ以上」が最も高く49.6%、現実には「高校」が最も高く31.3%、次いで「わからない」が26.0%、「短大・高専・専門学校」が22.1%となっています。

■ どの段階までの教育を受けさせたいかの理想と現実〈就学前〉



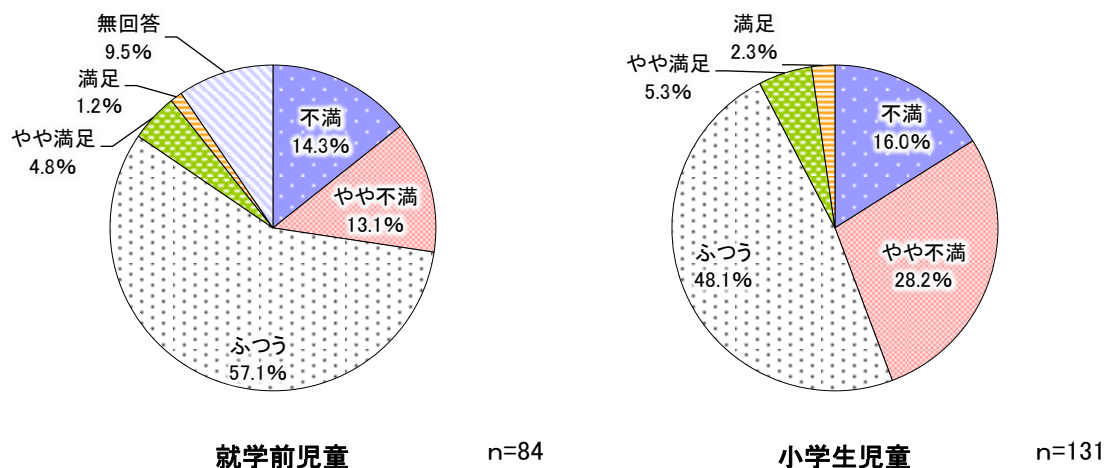
資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

5 子育ての環境や支援への満足度等

本町の子育て環境や支援に対する満足度をみると、就学前児童の保護者では、「ふつう」が最も高く57.1%、次いで「不満」が14.3%、「やや不満」が13.1%となっています。

小学生児童の保護者では、「ふつう」が最も高く48.1%、次いで「やや不満」が28.2%、「不満」が16.0%となっています。

■ お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度



資料：大間町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

6 施策の進捗評価

第2期計画は、7つの基本目標と23施策並びに156事業により構成されており、基本目標ごとに施策別の取り組みや事業の進捗状況の評価し、その結果を取りまとめました。

進捗評価の結果は、「目標を達成」が20事業（12.8%）、「推進できた」が4事業（2.6%）、
「実施中である」が78事業（50.0%）、「実施したが見直しが必要」4事業（2.6%）、「未実施」が50事業（32.1%）となりました。

■ 第2期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	156	20	4	78	4	50
基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援	38	2	0	17	2	17
(1)地域における子育て支援サービスの充実	9	0	0	3	0	6
(2)保育サービスの充実	5	1	0	1	0	3
(3)子育て支援のネットワークづくり	2	0	0	1	0	1
(4)児童の健全育成	21	1	0	11	2	7
(5)その他	1	0	0	1	0	0
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	28	18	4	6	0	0
(1)子どもや母親の健康の確保	14	11	1	2	0	0
(2)食育等の推進	7	7	0	0	0	0
(3)思春期の保健対策の充実	5	0	3	2	0	0
(4)小児医療の充実	2	0	0	2	0	0
基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	32	0	0	25	2	5
(1)次代の親の育成	3	0	0	2	0	1
(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	19	0	0	16	1	2
1)確かな学力の向上	5	0	0	5	0	0
2)豊かな心の育成	4	0	0	4	0	0
3)健やかな体の育成	5	0	0	4	1	0
4)信頼される学校づくり	3	0	0	2	0	1
5)幼児教育の充実	2	0	0	1	0	1
(3)家庭や地域の教育力の向上	6	0	0	4	0	2
1)家庭教育の支援の充実	1	0	0	1	0	0
2)地域の教育力の向上	5	0	0	3	0	2
(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	4	0	0	3	1	0



施策名	事業数	目標 達成	推進 できた	実施中 である	見直し が必要	未実施
基本目標Ⅳ 子どもを支援する生活環境の整備	3	0	0	3	0	0
(1)安全な道路交通環境の整備	1	0	0	1	0	0
(2)安全・安心なまちづくりの推進等	2	0	0	2	0	0
基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進	18	0	0	4	0	14
(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	10	0	0	3	0	7
(2)仕事と子育ての両立の推進	8	0	0	1	0	7
基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保	9	0	0	7	0	2
(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	0	0	3	0	0
(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	5	0	0	3	0	2
(3)被害にあった子どもの保護の推進	1	0	0	1	0	0
基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	28	0	0	16	0	12
(1)児童虐待防止対策の充実	5	0	0	5	0	0
(2)母子家庭等の自立支援の推進	8	0	0	4	0	4
(3)障がい児施策の実施	15	0	0	7	0	8

7 本町における子ども・子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、町の取り組みの現状や第2期計画の進捗、ニーズ調査結果、国の動向から、本町における子ども・子育て支援に関わる課題を5つ設定しました。

課題1 教育・保育、子ども・子育て支援について、多様化するニーズへの対応

本町では、子育て期の女性の就業率が上昇しており、また、ニーズ調査では、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者のいずれも、現在就労していない保護者の約3割が働く意向を持っており、今後も就業率の上昇が見込まれます。

一方、定期的な教育・保育事業の利用意向は、就学前児童の保護者の約5割(54.8%)が「認可保育園」を、約4割(35.7%)が「認定こども園」を希望しており、女性の就業率の上昇を見据えつつ、ニーズに対応した乳幼児期の教育・保育の充実を図る必要があります。

なお、令和8年度より全国すべての自治体で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始される予定となっており、保護者の就労要件を問わない子ども・子育て支援の取り組みの実施が求められているほか、障がい児や医療的ケア児、外国人児童への配慮など、多様化する教育・保育や子ども・子育て支援のニーズへの対応が求められます。

課題2 妊娠・出産から子育てまで切れ目なく、包括的に対応する相談体制の充実

本町では、妊娠届出時の面接から家庭訪問による支援、各種健康診査等を通じて、妊産婦や子どもの健康の確保や子育て支援を行っているほか、令和3年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援に努めています。

一方、本町では、子育て世帯における核家族化が進行しており、ニーズ調査では、親族や知人などの子育ての協力者が「いずれもない」という就学前児童の保護者が7.1%、気軽に相談できる相手が「いない／ない」という保護者が3.6%と、孤立した子育て環境の保護者がいる状況です。

全国的に虐待に関する相談件数が過去最多を更新する中、母子や子どもの孤立を防ぐとともに、不安や悩みを抱える保護者に対して、相談窓口の周知徹底とともに、今後も妊娠・出産から子育てまで切れ目なく相談に対応する支援体制の強化が求められます。



課題3 放課後等の子どもの居場所づくり

本町では、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所として、地域住民の協力を得て、子どもたちとともに体験活動や地域との交流活動等を実施する放課後子ども教室を実施しています。

放課後子ども教室については、今後も子どもの成長につながる安全・安心な居場所として、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図る必要があるほか、放課後や週末等の居場所づくりを推進していくことが求められます。

課題4 子どもや保護者同士の交流の促進や体験活動の推進

本町の年少人口（0～14歳）は総人口の1割を下回り、年々少子化が進行しており、子どもたち同士や保護者同士の交流の機会が減少し、子ども・子育ての孤立化や様々な体験機会の減少がますます懸念される状況です。

このような少子化とともに、核家族化の進行を踏まえて、家庭の教育力向上のための取り組みが求められるほか、子どもたちの社会性などを育むため、地域と連携して子どもの年齢や発達の程度に応じた多様な体験機会の充実が求められます。

課題5 要保護・要支援の子どもとその家庭への支援の充実

本町では、家庭支援ネットワーク協議会を通じて、関係機関が連携し、児童虐待の防止に向けた取り組みを進めているほか、ひとり親家庭等への支援、障がい児等への相談・支援等、要保護・要支援の子どもとその家庭への支援を図っています。

今後も、すべての子どもとその家庭が自立した生活を送れるよう、関係機関や庁内の部署が連携して、社会問題として顕在化しているヤングケアラーへの対応を含め、困難な状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化するとともに、必要な支援の充実が求められます。

また、ニーズ調査結果を見ると、就学前児童、小学生児童のいずれの世帯も約2割が家計の状況が“赤字”と回答しているほか、子どもにどの段階までの教育を受けさせたいかの理想は、就学前児童の保護者、小学生の保護者のいずれも「大学またはそれ以上」を半数前後の保護者が望んでいる一方、現実には「大学またはそれ以上」が1割～2割台となっており、理想と現実にはギャップが見られます。

子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境整備とともに、教育の機会均衡等を図るための支援を図る必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

本町では、令和3年3月に策定した「第6次大間町総合計画」において、子育てに関わる基本目標として『誰もが健康で安心して「暮らし続けたい」と思うまち』を掲げて、少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるため、本町で結婚し子どもを産み育てたい人への支援を行い、児童福祉・子育て支援体制を引き続き強化していくこととしています。

この総合計画の目標を踏まえつつ、本計画は本町ならではの自然を生かした地域づくり、魅力づくりを推進し、子どもたちが地域の高齢者や大人たちに見守られながら、大間の自然のなかでのびのびと成長できる地域社会を目指して、第2期計画を踏襲した基本理念『おおまの自然の中でのびのび育児による次代の親づくり』を設定します。

今後も基本理念の実現に向けて、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進します。

《基本理念》

**おおまの自然の中で
のびのび育児による
次代の親づくり**

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援

共働き家庭をはじめ、専業主婦（夫）家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を行うという観点から、関係機関による子育て支援のネットワークの下、相談支援体制や地域における様々な子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。

また、児童の健全育成のために、地域が連携して行う取り組みや世代間交流を推進します。

基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、妊娠から出産、新生児、小児、思春期まで、母子保健をはじめとする成育医療等の提供に関する施策を推進します。

また、子どもたちの健全な食生活を実践できる力を育む食育とともに、子どもが大人へと成長する過程で、心身ともに大きく変化する思春期における保健対策を推進するとともに、小児医療の充実に努めます。

基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちの「生きる力」を育む観点から、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育成するなど、「知育・徳育・体育」の調和のとれた教育環境づくりを推進します。

また、開かれた学校づくりなど、子どもたちや保護者、地域住民に信頼される学校づくりとともに、保育園、幼稚園と小学校が連携した教育を推進します。

さらに、少子化や核家族化の進行を踏まえつつ、家庭や地域の教育力を高める取り組みを図るほか、インターネットやスマートフォンの普及等を踏まえた有害環境対策に取り組みます。

基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子育てできる、安全に暮らし続けられる生活環境を整備する観点から、交通安全に関わる施設・設備の整備や防犯に関わる取り組みを推進します。



基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立を支援し、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる社会を実現する観点から、男女共同参画に関する意識啓発や多様な働き方を支援する取り組みとともに、多様なニーズに応える保育や子ども・子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保

子どもの安全を最重要事項として、その確保を図る観点から、交通事故や犯罪被害から子どもを守る広報活動や安全教育などを地域と連携して推進します。

基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

すべての子どもの「最善の利益」を優先し、要保護児童を支援する観点から、虐待防止に向けて地域社会全体で取り組むほか、ひとり親家庭の自立に向けた支援とともに、障がい児や医療的ケア児などへの包括的な支援を図ります。

また、ヤングケアラーの問題への対応や子どもの貧困対策など、家庭支援のための事業の充実を図るなど、子どもや子育て家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

3 施策の体系図





第4章

子育てに関する施策の展開





第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が令和6年に一部改正され、有効期限が令和17年3月31日まで延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正されました。

本町では、この指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。

今般、第2期計画の期間満了に伴い、必要な見直しを行い、令和7年度からの5か年を期間とする本計画において、改正後の指針に基づく本町に必要な施策を盛り込みました。

また、第2期計画に基づく関連事業について、その進捗評価を行い、必要に応じて事業内容の見直しを行いました。事業の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各推進施策での施策評価指標 ◆

- 「A」：目標達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施

※令和7年度以降に新規で実施する計画の事業は、【新規】と表記

基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援

施策1 相談支援体制の充実

現状と課題

- 子どものいる家庭の核家族化が急速に進行しているほか、コロナ禍による影響等による社会環境の変化に伴い、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化するなど、家庭における養育力や地域における子育て力の低下が懸念され、子育て家庭の孤立を防ぐ必要があります。
- 本町では、地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センター、役場の担当窓口などにおいて、保健師や助産師等の専門スタッフが妊娠や出産、育児に関する相談に対応し、子育て家庭の支援を行っています。年々相談内容が多様化しており、支援体制の強化が求められます。

今後の取り組み

- 新設するこども家庭センターが妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口となり、母子保健や子育て全般に関する相談支援の強化を図ります。
- こども家庭センターや子育て支援センター等が連携を図りつつ、子どもやその保護者、その家族に対する相談支援の充実に努めます。

【新規】こども家庭センターの設置	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。 こども家庭センターについては、従来の子育て世代包括支援センターの機能を強化するかたちで設置します。		
【新規】地域子育て相談機関の設置検討	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。 地域子育て相談機関については、必要に応じて設置を検討します。		
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の充実	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業です。		
子育て相談（保育園）の充実	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 保育園において、子育て相談や情報を提供する事業です。		



施策2 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

- 子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズが多様化しています。
- 少子化や核家族化を踏まえて、親子の交流の場や子ども同士の交流など多くの人のふれあいや体験の機会を増やすことが必要です。
- 専業主婦（夫）家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。

今後の取り組み

- 子育て家庭など住民同士の交流活動を支援するとともに、子育て支援サービスに関する情報の提供、相談・助言並びにあっせん、調整・要請等を行います。
- 令和8年度より「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を新たに実施します。

子育てサークル支援事業	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 子育てサークルへの支援を行う事業です。		
町内ふれあい交流活動	担当課：住民福祉課 教育委員会	評価：C
【事業内容等】 町内福祉委員会活動の中で、世代間交流を主としたサロン活動の支援や長期休暇（夏休み等）における児童の見守り活動を支援する事業です。		
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する学校の専用施設等における健全育成事業です。		
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の充実【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業です。		
【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握しつつ、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。 本町では、本事業を令和8年度より実施します。		

施策3 保育サービスの充実

現状と課題

- 本町では、保護者の就業などにより家庭における保育が難しい場合、2か所の認可保育所で保育を必要とする児童を受け入れており、令和6年度現在、待機児童はいない状況です。
- 令和6年4月1日時点で、2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）が59人、3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）が45人で、保育を必要とする児童が計104人となっており、0～5歳人口（令和6年3月末時点143人）の72.7%となっています。
- 共働き世帯の増加などにより、早くから子どもを預けて働かなければならない状況から、3歳未満児の保育のニーズが高まってきています。

今後の取り組み

- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備します。
- 保育サービス利用者による選択やサービスの質の向上という観点から、保育サービスに関する情報を積極的に提供します。
- 保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性の向上及び質の高い人材の確保などに努めます。
- 障がい児や医療的ケア児についても、同様に保育サービスの利用ができるよう、必要に応じて受け入れ体制の確保に努めます。

通常保育事業の推進	担当課：住民福祉課	評価：A
【事業内容等】 うみの子保育園、大間保育園の2園で実施しています。保育標準時間は7：40から18：00（保育短時間は8：00から16：00）です。		
乳児保育事業の推進	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業です。		
障がい児保育事業の推進	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業です。		
保育園の整備	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 施設の老朽化に伴う改築や耐震性の向上を図るための整備を行う事業です。		



施策4 子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

○障がいや医療的ケアへの対応、貧困家庭への対応など、子ども・子育て支援に関わる課題が複合化・複雑化する中、保健・医療・福祉・教育等が連携した、子育て支援のネットワークの重要度が増しています。

今後の取り組み

○少子対策・子育て支援ネットワーク会議を通じて関係団体等が連携し、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、ネットワークの強化を図ります。

○各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てガイドブック等の作成・配布等による情報提供を行います。

少子対策・子育て支援ネットワーク会議の開催	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 地域において子育て支援を行っている各団体との連携を図っています。		
少子対策・子育て支援総合ガイドブックの作成	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成する事業です。		

施策5 児童の健全育成

現状と課題

- 本町では、保育園及び幼稚園の園庭開放や学校施設の開放、交流や体験イベント等の開催を通じて、子どもたちの居場所づくりに努めており、今後も遊びを通じての友達関係の形成や社会性の発達に資するよう、安心・安全に過ごせる居場所の充実を図る必要があります。
- 各種手当や援助費の支給のほか、読み聞かせボランティアに関する取り組みを進めており、今後も児童の健全育成のための取り組みを推進することが求められます。

今後の取り組み

- 地域において児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。
- 保育園及び幼稚園においては園庭開放、学校においては学校施設の開放等を推進します。
- 地域の社会資源を活用して、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりに活用します。
- 多様な体験活動の機会の提供などを行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受け入れと活動の展開を図ります。
- 子どもの体力づくり、健康づくりを図り、集団での生活に慣れ親しみ、自主性や積極性を養えるよう、各種スポーツ活動や体験活動を推進します。
- 地域ぐるみで健全育成に関する啓発活動を推進します。
- 子どもたちが本に親しみ、優れた知性と豊かな感性を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を推進します。

学校施設開放の促進	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放の促進を図る事業です。		
青少年ホームの充実	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 青少年育成の拠点施設の充実を図る事業です。		
スポーツスクール・教室の開催	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・教室を開催する事業です。		
高齢者と子どもの交流イベントの開催	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 老人クラブ等との連携による世代間交流事業です。		



農業体験活動事業	担当課：教育委員会	評価：E
【事業内容等】 小・中学校において、地域の高齢農業者との世代間交流を行う事業です。		
幼稚園の園庭開放の実施	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 園庭の開放を実施する事業です。		
保育園の園庭開放の推進	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 保育園の園庭開放による、入所児童と地域児童との交流事業です。		
児童手当の支給	担当課：住民福祉課	評価：A
【事業内容等】 「児童手当法」に基づく手当を支給する事業です。		
就学援助費の支給	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助を行う事業です。		
健全育成に関する啓発	担当課：教育委員会	評価：D
【事業内容等】 青少年の健全育成に関する啓発紙の配布を行っています。		
有害図書立入調査の実施	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 子どもたちを取り巻く有害環境の浄化のため、自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査を実施しています。		
社会を明るくする運動の推進	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 犯罪のない地域社会を築くため、街頭キャンペーン、標語、作文コンクール、講演会を開催するなどの活動をしています。		
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 青少年健全育成会・育成協議会・育成連絡協議会の活動を支援しています。		
【事業内容等】 保育士、教諭、図書館司書、ボランティアグループによる読み聞かせを定例的に開催する事業です。		
小・中学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブ等への団体貸出の推進	担当課：教育委員会	評価：D
【事業内容等】 団体貸出用児童図書を充実し、団体貸出利用の推進を図っています。		
学校図書館の充実と公共図書館との連携強化	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 学校図書館と公共図書館が連携し、図書の内容充実などの整備を図っています。		

施策6 世代間交流の推進

現状と課題

○世代間交流は、地域全体の活性化とともに、少子化の中で子どもたちの成長にとっても貴重な機会であり、育児交流や世代間交流を促進する必要があります。

今後の取り組み

○学校の余裕教室の開放を通じて、世代間交流の推進を図ります。

余裕教室の開放	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 学校の余裕教室を地域住民に開放し、育児交流や世代間交流等に活用しています。		



基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

施策1 子どもや母親の健康の確保

現状と課題

- 妊婦並びに乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健・医療・福祉・教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。
- 国において「成育基本法」（平成30年法律第104号）が施行され、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が示されており、成育過程にある者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することが求められています。
- 産後うつ病や育児不安の早期発見・支援など、妊産婦のメンタルヘルスケアをはじめ、産後ケアの充実が課題です。

今後の取り組み

- 妊娠期から子育て期を通じて母子の健康が確保されるよう、こども家庭センターを新たに設置し、正しい知識や情報の提供、メンタルヘルスに関する取り組みなど、産前産後の支援の充実を図るとともに、伴走型の相談支援を行いながら母子の心身の状況や養育環境の把握に努め、助言や指導を行い適切な養育環境の確保に努めます。
- 産後ケア事業等を通じて、妊娠期から新生児期における支援を強化し、心身の健康を守るため必要なアセスメントを行います。
- 保護者の育児不安の解消等を図るため、訪問指導、健康診査などを通じて、健康状態や発達の遅れ、育児放棄、虐待などを早期に把握し適切な支援を実施します。

【新規】こども家庭センターの設置【再掲】	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。 こども家庭センターについては、従来の子育て世代包括支援センターの機能を強化するかたちで設置します。		
母子健康手帳の交付と妊婦指導	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦指導を行う事業です。		

【新規】妊婦等包括相談支援事業	担当課：健康づくり推進課	—
【事業内容等】 すべての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施する予定です。		
【新規】産後ケア事業	担当課：健康づくり推進課	—
【事業内容等】 家族等からの出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする産後の母親と生後4か月未満の赤ちゃんに対し、心身のケアや授乳指導、育児相談等のきめ細かい支援を行います。		
乳幼児相談の充実	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 乳幼児とその親を対象とした子育て相談を行う事業です。		
乳幼児訪問指導の充実	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導を行う事業です。		
妊婦一般健康診査の実施	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 妊婦を対象とした医療機関における健康診査の費用助成を行う事業です。		
乳児一般委託健康診査の実施	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 乳児を対象とした医療機関における健康診査の費用助成を行う事業です。		
乳児健診	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 8～10か月児を対象とした集団健診を行っています。		
1歳6か月児健康診査の実施	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 1歳6か月～1歳8か月の幼児を対象とした集団健康診査を行っています。		
3歳児健康診査の実施	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 3歳6か月～3歳8か月の幼児を対象とした集団健康診査を行っています。		
事故防止の啓発	担当課：健康づくり推進課	評価：B
【事業内容等】 発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発を行っています。		
子ども医療費の助成	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 18歳までの通院、入院に係る保険診療分の医療費自己負担額の助成を行っています。		
予防接種の実施	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 「予防接種法」に基づく予防接種を行っています。		



子育て支援センターの基盤整備	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 幼児・児童を健全に育成するための子育て支援施設の整備を図っています。		
ハローベビールーム（乳児相談）、2歳児の歯科保健教室	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 乳児期におこりやすい病気や事故の予防や離乳食教室を実施しています。		
新生児訪問	担当課：健康づくり推進課	評価：B
【事業内容等】 生後28日までの新生児の家庭に訪問し、身体測定や発達チェック、相談等を行う事業です。		
2歳児の歯科保健教室	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 2歳6～8か月児を対象とした集団健康診査を行っています。		

施策2 食育等の推進

現状と課題

- 食育は、栄養面だけでなく望ましい生活習慣やマナーの習得、家族との団欒など、子どもの人格形成に資する部分も大きく、離乳食から始まる子どもの成長にあった食育の取り組みが重要です。
- 本町では、離乳食教室をはじめ乳幼児の栄養相談等を行っており、今後も食育に関する内容の充実が求められています。

今後の取り組み

- 乳幼児期からの望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりに向けて、保育園、幼稚園、子育て支援センター、学校、食生活改善推進員による様々な体験活動や子ども参加型の取り組みを進めます。
- 妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する相談の機会や情報提供を図ります。

離乳食教室、1歳6か月児における栄養相談	担当課：健康づくり推進課	評価：A
【事業内容等】 食生活、生活リズム、むし歯の大切さの啓発を行っています。		
3歳児における栄養相談	担当課：健康づくり推進課	評価：B
【事業内容等】 望ましい食習慣の啓発を行っています。		
乳幼児相談における栄養相談	担当課：健康づくり推進課	評価：B
【事業内容等】 望ましい食習慣の啓発を行っています。		

施策3 思春期保健対策の充実

現状と課題

- 子どもの成長過程において思春期は子どもから大人になる転換期であり、人として人間的に成長し、次代の親になるという観点からも鍵となるライフステージで、この時期に心身の変化や生命の大切さを知ることは、自分や相手を大切に考えられるようになり、生涯にわたり、自分の命や健康を守ることにもつながります。
- 本町では、思春期の健康問題等に関する正しい知識の普及啓発に努めており、引き続き、家庭が中心となる子育て・子育てに対して、専門職と地域が協働し積極的に関わり、支援していくことが求められます。

今後の取り組み

- 思春期の特徴やこころとからだの発達に関する正しい知識の普及に努めます。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成や、地域における相談体制の充実等を進めます。

思春期健康教育の推進	担当課：健康づくり推進課	評価：B
【事業内容等】 思春期の健康問題についての正しい知識の啓発・普及を図っています。		
思春期保健相談の推進	担当課：健康づくり推進課	評価：B
【事業内容等】 思春期の健康に関する電話相談を推進します。		
喫煙防止対策の推進	担当課：健康づくり推進課	評価：C
【事業内容等】 各学校を通じて、正しい知識の普及啓発のための学習の充実を図っています。		
正しい性知識の普及	担当課：健康づくり推進課	評価：B
【事業内容等】 各学校を通じて、正しい知識の普及啓発のための学習の充実を図っています。		
薬物乱用防止教育の推進	担当課：健康づくり推進課	評価：C
【事業内容等】 各学校を通じて、正しい知識の普及啓発のための学習の充実を図っています。青森県や専門機関と連携して推進します。		



施策4 小児医療の充実

現状と課題

- 小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤となるものです。
- 子ども医療費の助成など、医療費の負担軽減を図っています。

今後の取り組み

- 県や近隣の市町村、関係機関との連携の下で、小児医療の充実・確保に努めます。

小児医療の充実	担当課：健康づくり推進課	評価：C
【事業内容等】 県や近隣の市町村、関係機関と連携し積極的に取り組めます。		
子ども医療費の助成【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 18歳までの通院、入院に係る保険診療分の医療費自己負担額の助成を行っています。		

基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策1 次代の親の育成

現状と課題

- 少子化が進行し、次代の親となる青年期や学童期に子どもとふれあう機会が年々少なくなっており、そうした異年齢間のふれあいを通して、幼い子どもに対しての愛着や命の大切さなどを学ぶ体験の機会を充実させていくことが必要です。
- 男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、学校・行政など分野が連携しつつ効果的な取り組みを行うことが重要です。また、就業支援も合わせて実施する必要があります。

今後の取り組み

- 子どもたちに仕事に対しての意識啓発を図る取り組みを推進します。
- 中高校生等が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育園、幼稚園、児童館や乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

職場体験の充実	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対しての意識の啓発を図っています。		
ボランティア保育体験の実施	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 中学生が体験学習として保育園で保育体験をする事業です。		



施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状と課題

- 本町では、「大間町教育大綱」に基づき、大間町の未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むとともに、個性を尊重し創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力を育むことを基本理念として掲げています。
- 生きる力を育む学校教育の充実を図る必要があります。
- 家庭、地域及び関係機関との連携強化により、時代の要請に応える創意ある教育環境の整備充実が求められます。

今後の取り組み

① 確かな学力の向上

- 子どもたちが確かな学力を身に付け、その向上が図られるよう、一人ひとりの能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努めます。
- 外部人材を活用しつつ、国際理解教育の推進をはじめ、学校の活性化等の取り組みを推進します。
- 全国学力・学習状況調査の結果から児童生徒の学力と学習状況の関係等を分析・検証し、改善に向けた取り組みへの支援を行います。

基礎を理解する指導計画の改善・充実	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善と評価基準の見直しを行っています。		
個々に応じた多様な指導方法の充実	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 習熟度別学習や少人数指導などの積極的な取入れと個々に応じたきめ細かな指導に努めています。		
英語指導助手（ALT）の活用	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 英語指導助手（ALT）の小学校への派遣及び保育園への派遣を行っています。		
外部人材の活用	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 小・中学校の活性化を図るため外部人材の積極的な活用を行っています。		
道徳教育の時間の確保	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用を図っています。		

② 豊かな心の育成

- 豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。
- 地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。
- 家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、相談支援を通じて、いじめや問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

道徳教育の時間の確保【再掲】	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用を図っています。		
多様な体験活動の機会の充実	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進を図っています。		
社会人活用事業の実施	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を推進する事業です。		
教育相談体制の充実	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 来所による定期的な個別の面接相談、電話による相談、学校訪問相談員を活用した学校との情報交換、適応指導教室における支援事業、不登校児童生徒の家庭への指導員の定期的な訪問、スクールカウンセラーの活用など、教育に関する相談体制の充実に努めています。		

③ 健やかな体の育成

- 子どもたちが生涯にわたって積極的にスポーツを親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、外部指導者の活用や指導方法の工夫・改善等を図ります。
- 生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や生活習慣等について、子どもに身に付けさせるための健康教育を推進します。

運動部活動の支援	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 外部指導者の導入等による運動部活動の充実のため、支援を行っています。		
健康教育（保健）	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 関係機関・団体との連携等による指導の充実を図っています。		
歯科保健対策の推進	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発を図っています。		
小児生活習慣病予防健康診断事業の推進	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 肥満等により指導が必要な児童に対する生活習慣病予防のための指導を行う事業です。		



健やかな体の育成と食育の充実	担当課：教育委員会	評価：D
【事業内容等】 給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導を行うとともに、地産地消を推進しながら食育を実施する事業です。		

④ 信頼される学校づくり

○住民に身近で地域の貴重な財産である学校について、学びの拠点としての役割を果たすことができるよう、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

○学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら継続的に行います。

社会人活用事業の実施【再掲】	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を推進する事業です。		
各小・中学校PTA連絡協議会への支援	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 活動への補助及び行事への協力をしています。		

⑤ 幼児教育の充実

○幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

○幼児教育・保育から学校教育へと指導体制などが円滑に移行できるよう、保育園及び幼稚園と小学校との連携を図ります。

保育園、幼稚園と小学校の連携	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 保育園や幼稚園から小学校への円滑な移行のための連携強化に努めています。		
障がい児保育事業の推進【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業です。		

施策3 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- すべての教育の出発点である家庭での教育は、基本的な生活習慣や自立心、社会的マナーなどを育成する場として、重要な役割を担っています。
- 少子化や核家族化が進む中、保護者が子どもの個性を尊重しながら自信を持って育てることができるよう、親の役割や家庭教育の重要性等を学習したり、教育や子育てについて相談する機会が必要です。

今後の取り組み

① 家庭教育への支援の充実

- 乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。

子育て相談の充実	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 子育て相談、情報の提供に努めています。		

② 地域の教育力の向上

- 地域住民や関係機関等の協力のもと、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。
- 子どもたちが自ら学び、行動する力を育むため、地域の実情に応じた推進体制を構築し、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを推進します。

学校施設開放の促進【再掲】	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放の促進を図る事業です。		
子ども会等地域活動の機会の充実	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 地域や関係機関等の協力による地域活動の充実を図っています。		
スポーツスクール・教室の開催【再掲】	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・教室を開催する事業です。		



施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

- スマートフォン等の普及に伴い、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などに子どもの健全育成を阻害する有害情報が氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題が起きています。
- 子どもたちが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用でき、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるよう、情報モラルについての教育と同時に、広報啓発活動が必要です。

今後の取り組み

- 雑誌、テレビ、SNS、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報について、店舗や関係業界に対して自主的措置を働きかけます。
- 子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握し、子どもが携帯電話を使用する際のフィルタリングソフト又はサービスの普及促進を図ります。
- SNSへの過度な依存による弊害について啓発し、適正利用を促進します。

健全育成に関する啓発【再掲】	担当課：教育委員会	評価：D
【事業内容等】 青少年の健全育成に関する啓発紙の配布を行っています。		
有害図書立入調査の実施【再掲】	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 子どもたちを取り巻く有害環境の浄化のため、自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査を実施しています。		
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進【再掲】	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 青少年健全育成会・育成協議会・育成連絡協議会の活動を支援しています。		
インターネットの適正利用の啓発	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 SNS・インターネットにおける正しい知識やモラル、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止及び被害防止のための啓発事業です。		

基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

施策1 安全な道路交通環境の整備

現状と課題

○すべての住民が外出、生活しやすい環境の実現を目指し、安心・安全な道路交通環境の整備が求められます。

今後の取り組み

- 通学路の安全を確保します。
- 乳幼児を連れた親でも外出しやすく、子どもの日々の移動が安全である道路交通環境づくりに向けて、危険箇所の改良等の要望を関係機関へ働きかけるなど、交通安全施設の整備に努めます。

交通安全施設の整備	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯設置、防護柵、道路反射鏡の設置や信号の設置要望の把握を行い整備する事業です。		

施策2 安全・安心なまちづくりの推進等

現状と課題

○本町では、防犯灯の設置、防犯グッズの周知啓発の2事業を実施し、子どもが安心して過ごせる安全なまちづくりを推進しており、今後も事業の推進が必要です。

今後の取り組み

- 通学路や公園等における防犯灯設置を支援します。
- 緊急通報装置等の防犯設備や防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品、優良防犯機器の利用の普及啓発を図ります。

防犯灯設置への支援	担当課：総務課	評価：C
【事業内容等】 町内会への防犯灯設置補助の継続実施を行います。		
防犯グッズの周知啓発	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 広報等により各種防犯グッズ活用の啓発を行っています。		



基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

現状と課題

- 本町では、ハローワークとの連携により、働き方の見直しや各種両立支援制度、男女共同参画の普及啓発を図っています。
- 就労している母親、就労を希望している母親が増えている状況の中、仕事と子育ての両立は大きな課題であり、男女が共に働き、共に子育てをする「共働き・共育て」を推進する必要があります。

今後の取り組み

- 男女がいきいきと働き、安心して子育てできる環境づくりに向けて、「大間町男女共同参画推進計画」に基づき、仕事と生活の両立支援や女性の就業、働きやすい職場環境整備などに関する法令や制度等の周知広報を行います。
- 労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

ハローワーク等関係機関との連携	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善を図っています。		
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知に努めています。		
男女共同参画社会の必要性の啓発	担当課：総務課	評価：C
【事業内容等】 男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発を行っています。		
ファミリー・サポート・センター事業の推進	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業です。		
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する学校の専用施設等における健全育成事業です。		
休日保育事業の推進	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 休日に仕事をもっている保護者に対して、日曜日及び祝日に保育園を開所する事業です。		

施策2 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

○核家族化の進行や共働き家庭の増加、ひとり親家庭の増加等に伴い、乳児保育をはじめ、多様なニーズに対応した保育の充実が求められています。

今後の取り組み

○仕事と子育ての両立に必要な保育サービスの充実に努めます。

○仕事と子育ての両立のための支援体制の整備に努めます。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する学校の専用施設等における健全育成事業です。		
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になったときに児童養護施設等で一時的に養育する事業です。		
通常保育事業の推進【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：A
【事業内容等】 うみの子保育園、大間保育園の2園で実施しています。保育標準時間は7：40から18：00（保育短時間は8：00から16：00）です。		
乳児保育事業の推進【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業です。		
障がい児保育事業の推進【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業です。		



基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保

施策1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

- 本町では、交通安全の広報や情報提供のほか、交通安全教育を保育園・幼稚園・小中学校で実施しています。
- 今後も子どもたちに対して、危険箇所等に関する情報を提供しながら交通安全の意識の啓発を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣づけていくことが大切です。

今後の取り組み

- 子ども及び子育てを行う保護者等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行い、交通マナーやモラルの向上を図ります。
- 住民一人ひとりが子どもの安全に留意することが必要であるため、交通安全に関する広報活動を実施し、安全意識の向上に努めます。

交通安全教育の促進	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 保育園・幼稚園・小学校・中学校等での交通安全教室の開催、交通安全ポスターの募集、子ども自転車大会を開催し、交通安全教育の促進を図っています。		
交通安全広報活動の推進	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施しています。		
交通事故・事故防止情報の提供	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 子どもを交通事故の被害から守るための情報提供を行っています。		

施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

- 安心して安全に生活できる環境を確保することは、すべての子どもたちが健やかに育つための大前提です。
- 子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任を持って子どもたちを守ろうとする意識と取り組みが求められます。

今後の取り組み

- 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。
- 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯指導隊等の関係機関・団体と連携した防犯活動を推進します。
- 町内各所における街路灯の設置を支援します。

地域安全広報活動の推進	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施しています。		
犯罪・被害情報の提供	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 子どもを犯罪の被害から守るための情報提供を行っています。		
防犯灯設置への支援【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 町内会への防犯灯設置補助の継続実施を行います。		

施策3 被害にあった子どもの保護の推進

現状と課題

- 本町では、被害にあった子どもや保護者の相談体制の整備に向け、家庭支援ネットワーク協議会の構成員及び地域関係者による情報の一元化を行っており、今後もさらなる連携強化による取り組みが求められます。

今後の取り組み

- 交通事故、犯罪、児童虐待、いじめなどの被害に遭ってしまった子どもに対しては、心のケア、助言指導について、専門職が早期に対応する体制づくりに努めます。

相談体制の整備の検討	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 ○関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備を検討します。		



基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

施策1 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- 全国的に虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況です。
- 本町では、家庭支援ネットワーク協議会を設置し、虐待に関する相談の充実に向け、広報紙・関係機関への働きかけによる情報一元化、早期発見・予防を実施してきました。
- 今後も、関係機関との連携強化を図りながら、保護者のメンタルケア、ストレスや不安の緩和などをはじめ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化が求められます。
- 虐待の早期発見・早期対応を速やかに実施し、被虐待児童に対するアフターケアを展開していく必要があります。
- 福祉、介護、医療、教育等の関係者が横断的に連携し、困難を抱えるこども（ヤングケアラーを含む）や家庭の早期発見・把握と必要な支援が求められます。

今後の取り組み

- 発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じます。
- 家庭支援ネットワーク協議会を通じて、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を構築します。
- 新設するこども家庭センターは、予防から自立支援に至るまですべての段階で切れ目のない支援を行い、関係行政機関と家庭の懸け橋となり、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されていることから、積極的な活用を目指していきます。
- 児童福祉法の改正に伴い新設された家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）について、実施体制の確保を検討します。

家庭支援ネットワーク協議会の推進	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動を行っています。		
虐待に関する相談の充実	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 家庭児童相談員による児童虐待に関する相談、指導を行っています。		

虐待の早期発見と予防	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や予防、関係機関と連携した支援を行っています。		
虐待防止ネットワークの活用	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポート及び啓発活動を行っています。		
主任児童委員、民生委員・児童委員の活用	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生委員・児童委員の積極的活用を図っています。		
【新規】こども家庭センターの設置【再掲】	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。 こども家庭センターについては、従来の子育て世代包括支援センターの機能を強化するかたちで設置します。		
養育支援訪問事業の推進	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、子どもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。		
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になったときに児童養護施設等で一時的に養育する事業です。		
【新規】子育て世帯訪問支援事業	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラ一等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行います。		
【新規】児童育成支援拠点事業	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供します。		
【新規】親子関係形成支援事業	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行います。		



施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

- 令和4年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と、ひとり親世帯の半数近くが貧困に直面している状況です。
- 本町では、子どものいるひとり親世帯の比率が上昇しており、ひとり親世帯の自立を支援するための各種手当・医療費の支給や福祉資金の貸付等の事業を実施しています。
- 町のひとり親とその子どもたちが、豊かで充実した生活を営めるよう、助成制度やサービス利用に関する情報提供・相談支援体制の一層の充実を図るとともに、ひとり親世帯をあたたく見守る地域づくりの推進・充実が求められます。

今後の取り組み

- 子育て支援や生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を実施します。
- 生活安定のための支援や自立支援を行うとともに、国及び県等の支援制度について、積極的なPRと制度利用についての支援を行います。
- 就業支援の実施にあたっては、ハローワーク等と十分に連携し、効果的な支援が必要です。

ひとり親家庭等の親への就業支援	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を行っています。		
児童扶養手当の支給	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 「児童扶養手当法」に基づく手当の支給を行っています。		
遺児手当の支給	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 「遺児手当支給条例」に基づく遺児を養育している方を対象とした手当の支給を行っています。		
母子家庭等医療福祉費の支給	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 母子家庭及び父子家庭の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給を行っています。		
母子寡婦福祉資金の貸付	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付けを行っています。		

施策3 障がい児施策の実施

現状と課題

- 本町では、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を通じて、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期支援、子どもの発達に不安のある母子を支援しています。
- 学校医等の協力のもと、学校保健安全法に定める各種学校健診を滞りなく実施し、異常の早期発見や病気の早期治療につなげることに努めています。
- 心身の発育・発達や障がいなどの心配がある子どもについて、適切な訓練や療育、相談につながるよう、保育所、相談支援事業所、児童相談所等との関係機関との連携強化による取り組みが求められます。

今後の取り組み

- 障害児福祉計画に基づき、障がい児や医療的ケア児の地域生活を支援するためのサービス基盤の確保に努めます。
- 子ども一人ひとりの持つ能力や可能性を最大限に伸ばしていく教育・保育を進めます。
- 障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに地域で成長することができるよう、保育園、幼稚園、学校、放課後子ども教室等において、関係機関との連携を図りつつ、受入体制を充実させるなど、障がい児や医療的ケア児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。

短期入所事業の充実	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業です。		
障がい児保育事業の推進【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：E
【事業内容等】 軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業です。		
障害児デイサービス事業の充実	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 社会適応訓練を中心としたデイサービス事業です。		
特別児童扶養手当の支給	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 障がい児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行っています。		
障害児福祉手当の支給	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 障がい児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行っています。		



特別支援教育の充実	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 就学指導委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合に特殊学級等で受け入れを行っています。また、補助員配置による障がい児教育の充実を図っています。		
重度心身障害児等医療費の支給	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 重度心身障がい児等を対象とした医療費の支給を行っています。		
補助具の交付及び日常生活用具の給付	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 補助具の交付及び日常生活用具の給付を行っています。		
【新規】児童発達支援センターを中核とする地域生活への参加・包摂（インクルージョン）の推進	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 障がいの有無に関わらずすべての児童が共に成長できるよう、園や放課後子ども教室での障がい児等の受け入れをはじめ、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進するほか、医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築を図ります。		

施策4 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

- 子どもの貧困率は今なお高い状況にあり、国民生活基礎調査（2020年）に基づく、国における相対的に貧困の状態にある子どもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い状況です。
- 国の調査では、子どものいる家庭のうち、食料が買えなかった経験がある割合が12.1%、衣服が買えなかった経験がある割合が13.8%（国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2022年）よりこども家庭庁算出）となっています。
- 町のニーズ調査では、食料が買えなかった経験がある割合が就学前児童の家庭13.2%、小学生児童の家庭16.0%、衣服が買えなかった経験がある割合が就学前児童の家庭、小学生児童の家庭のいずれも16.7%という状況です。
- 子どもの現在の貧困の解消とともに、将来の貧困を防ぐ取り組みについて、関係団体等と連携しながら、相乗的な効果を生む施策を総合的に推進する必要があります。

今後の取り組み

- 家庭の経済状況が理由で学習が制約されたり、進路が狭まったりすることなく、すべての子どもが夢や希望を持ち、様々なことに挑戦できるよう、教育・保育にかかる費用負担の軽減や居場所づくり、学習を支援する取り組みを推進します。
- 子どもたちが安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、また、貧困家庭における社会的孤立を防ぐため、子ども及び保護者に対する子ども・子育て支援や生活支援に関する事業の充実を図ります。
- ひとり親世帯等の保護者の就労に向け、職業訓練や就業能力向上などの支援を行うとともに、多様な保育サービスや子育て支援サービスの展開を図り、収入の増加と生活の安定、仕事と子育ての両立のための支援に取り組みます。
- 経済的支援に関する施策は、各種手当や金銭の給付や貸与など、各種の支援策が必要な方に確実に支援の手が届くよう周知を行うとともに、様々な支援を組み合わせ、その効果の向上に努めます。

幼児教育・保育の無償化	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 3～5歳児クラスのすべての子どもと、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもの利用料について、無償化を実施しています。		
就学援助費の支給【再掲】	担当課：教育委員会	評価：C
【事業内容等】 「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助を行う事業です。		
奨学生制度	担当課：教育委員会	—
【事業内容等】 学業、人物が優れているにも関わらず経済的理由により就学が困難な者に対して学資を無利子で貸与しています。		
母子寡婦福祉資金の貸付【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付けを行っています。		
ひとり親家庭等の親への就業支援【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を行っています。		
児童扶養手当の支給【再掲】	担当課：住民福祉課	評価：C
【事業内容等】 「児童扶養手当法」に基づく手当の支給を行っています。		
生活困窮者自立相談支援事業	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 様々な問題を抱えた生活困窮者を把握した上で、その相談に応じ、関係機関へつないでいます。		



【新規】妊婦等包括相談支援事業【再掲】	担当課：健康づくり推進課	—
【事業内容等】 すべての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施する予定です。		
【新規】こども家庭センターの設置【再掲】	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。 こども家庭センターについては、従来の子育て世代包括支援センターの機能を強化するかたちで設置します。		
生活保護	担当課：住民福祉課	—
【事業内容等】 困窮のため最低限度の生活を維持することのできない世帯に対し扶助するための相談を行っています。		



第5章

子ども・子育て支援事業の展開





第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

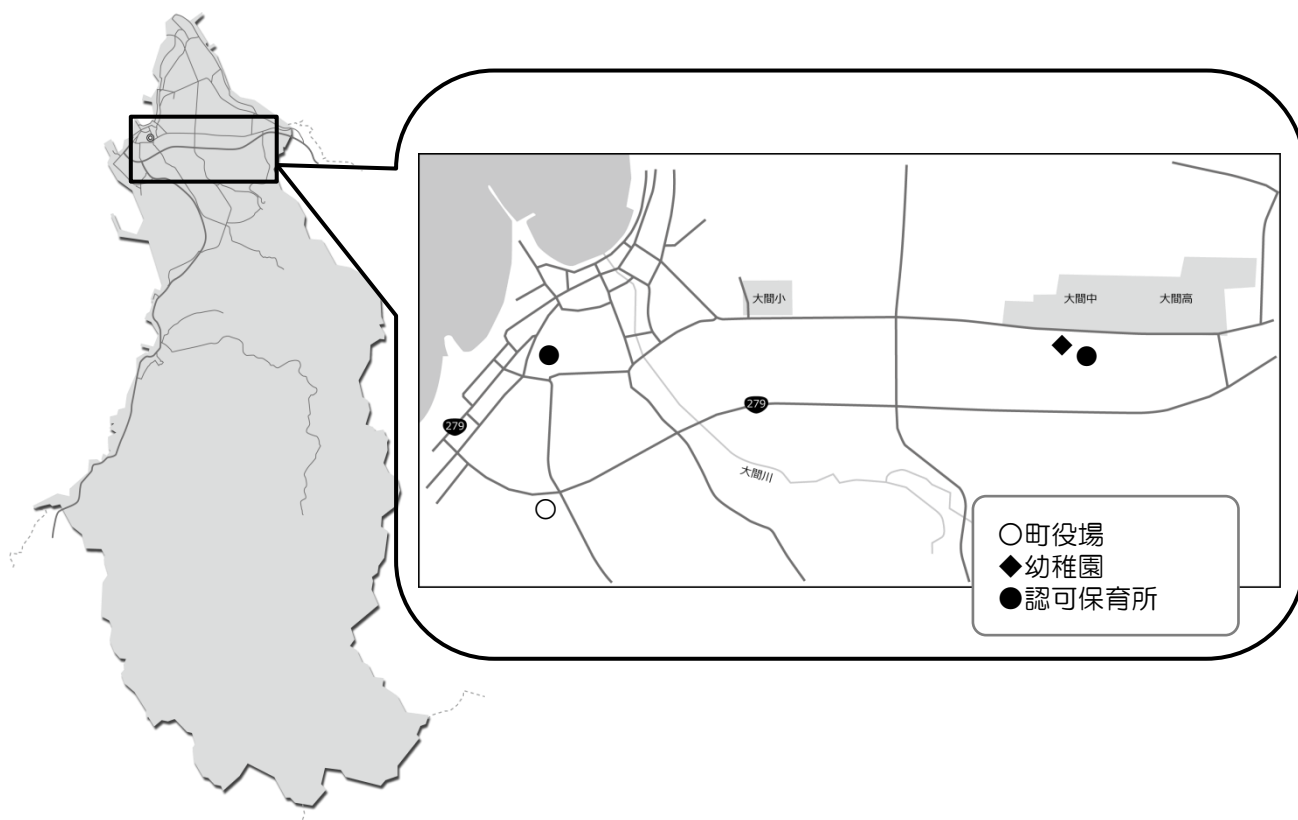
子ども・子育て支援法では、第61条第2項第1号により「教育・保育提供区域」（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域）を定めるとされています。

市町村は、この教育・保育提供区域を設定し、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

本町では、上記の区域設定の条件を総合的に勘案し、第2期計画で町全体を1区域と設定しており、本計画においてもこの設定を踏襲します。区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①現在、本町の子ども人口は0～5歳が143人（令和6年3月31日現在）と少数であるため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ②町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスで対応できること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。

■ 大間町子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

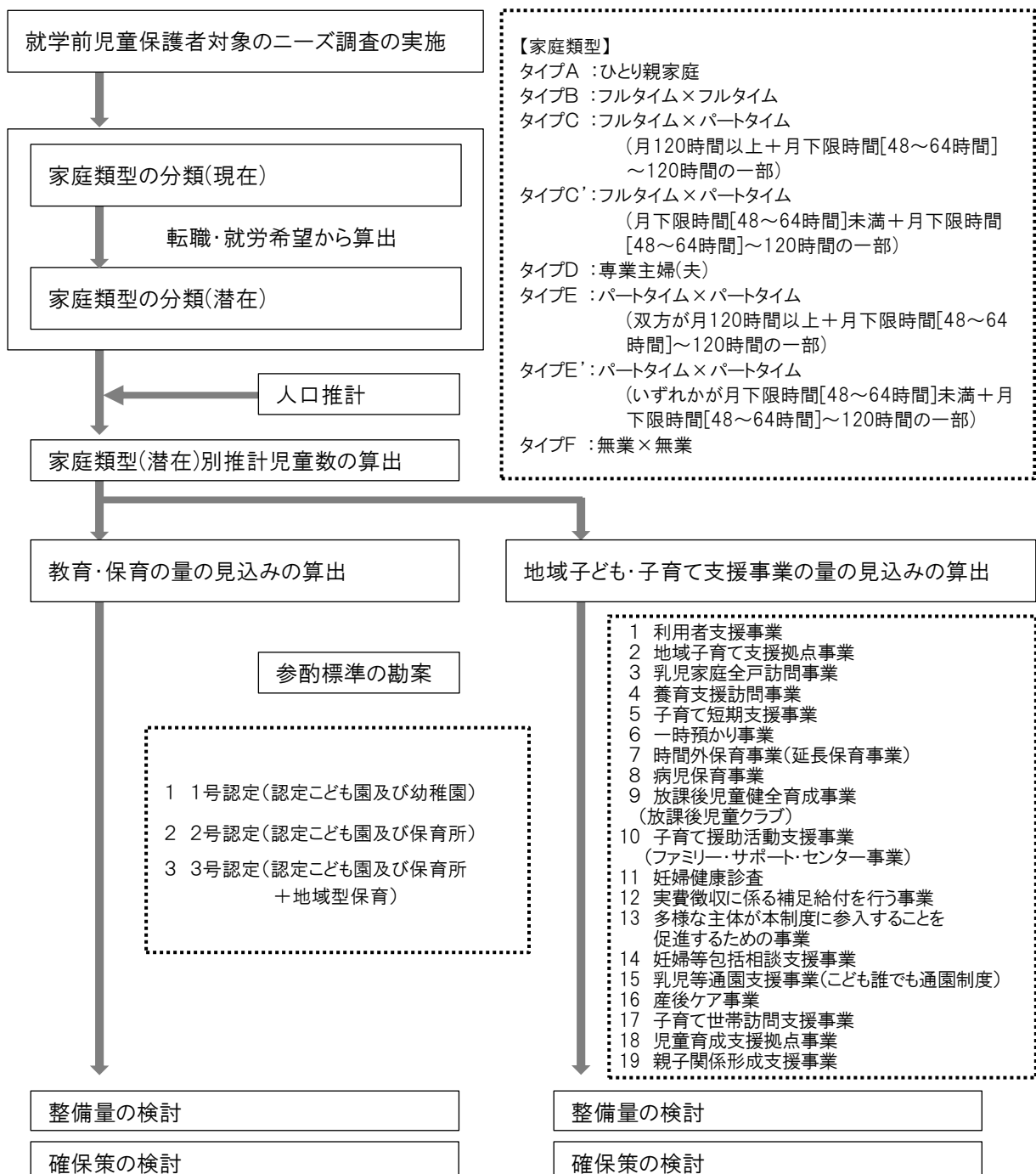


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（需要量）の推計にあたっては、国の手引き「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」に従って、ニーズ調査の結果をもとに推計（以下の推計のフローを参照）したほか、第2期計画期間（令和2年度～6年度）の各事業等の実績をもとに推計した量の見込みを勘案し、各事業等の実情や方向性に見合ったニーズ量を設定しました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

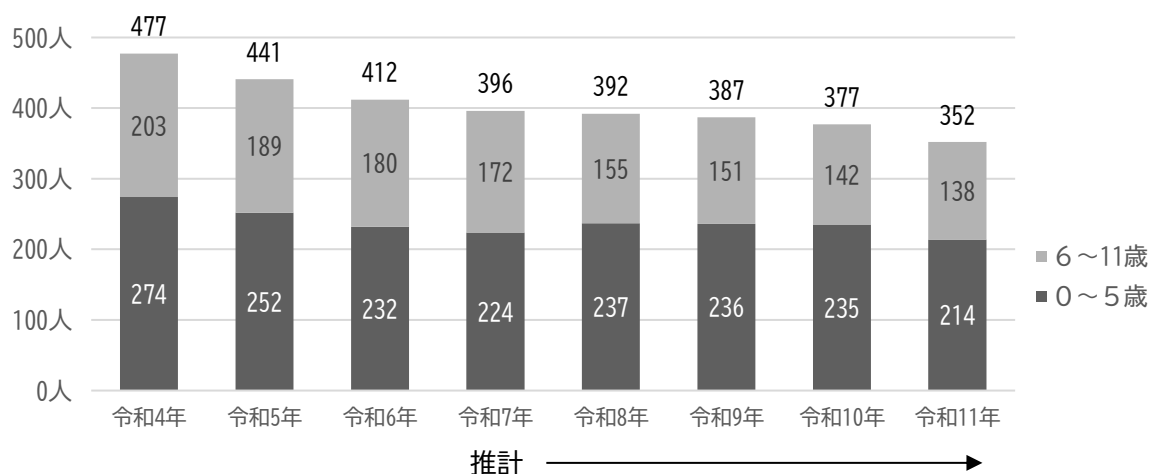




(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳は令和6年の232人から令和11年には214人と推計され、18人の減少（7.8%減）が予測されています。一方、6～11歳は令和6年の180人から令和11年には138人と推計され、42人の減少（23.3%減）が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計



単位：人

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	477	441	412	396	392	387	377	352
0歳	21	23	20	29	27	22	21	20
1歳	65	71	74	76	68	61	59	56
2歳	94	79	69	59	71	77	78	69
3歳	28	19	22	20	29	27	21	20
4歳	32	29	18	22	20	29	27	22
5歳	34	31	29	18	22	20	29	27
0～5歳	274	252	232	224	237	236	235	214
6歳	25	32	28	27	17	21	19	27
7歳	27	25	31	28	28	17	21	19
8歳	36	26	26	31	28	28	17	21
9歳	35	36	26	26	31	29	28	17
10歳	37	34	36	25	26	31	28	27
11歳	43	36	33	35	25	25	29	27
6～11歳	203	189	180	172	155	151	142	138

資料：令和4年～令和6年は、住民基本台帳（各年3月31日）

令和7年～令和11年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

3 教育・保育の量の見込み及び確保目標量

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労に関わらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

現状と課題

- 本町には、幼稚園が1か所あり、認定こども園はありません。
- 1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）は、過去5年、減少傾向で推移しており、3～5歳人口に占める割合は令和6年度現在13.0%という状況です。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	21	18	17	10	9
1号認定	21	18	17	10	9
②第2期計画値	21	22	22	21	19
乖離（②－①）	0	4	5	11	10



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	12	11	11	11
1号認定	10	12	11	11	11
②確保目標量	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	5	3	4	4	4

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○提供体制の確保はできています。地域の需要に応じて認定こども園への移行も検討していきます。



② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

- 本町には、認可保育所が2か所あります。
- 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）は、年度によって増減はあるものの、概ね横ばいで推移しており、3～5歳人口に占める割合は令和6年度現在85.5%となっています。
- 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）は、令和2年度の37人から令和6年度には45人に増加しており、0～2歳人口に占める割合は令和6年度現在60.8%と、令和2年度の48.1%から上昇しています。

■ 保育施設（認可保育所、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	97	101	110	101	104
2号認定	60	67	76	66	59
3号認定	37	34	34	35	45
0歳	0	2	1	3	4
1歳	16	11	17	13	23
2歳	21	21	16	19	18
②第2期計画値	110	111	110	102	94
乖離（②－①）	13	10	0	1	▲ 10



■ 保育施設（認可保育所、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	99	98	100	99	90
2号認定	49	55	61	61	55
3号認定	50	43	39	38	35
0歳	7	7	7	7	6
1歳	21	17	16	15	15
2歳	22	19	16	16	14
②確保目標量	132	132	132	132	132
特定教育・保育施設（2号認定）	77	77	77	77	77
特定教育・保育施設（3号認定）	55	55	55	55	55
0歳	7	7	7	7	7
1歳	25	25	25	25	25
2歳	23	23	23	23	23
乖離（②－①）	33	34	32	33	42

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○提供体制の確保はできています。地域の需要に応じて認定こども園への移行も検討していきます。

（2）地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じて認可・不認可を決定します。



② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じて認可・不認可を決定します。

③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○教育・保育の情報提供及び必要に応じ相談等を受けています。

○児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊娠婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設（こども家庭センター）とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が努力義務となっています。

○妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない相談支援の強化が求められます。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施か所数	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
②第2期計画値	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後も基本型（子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を実施）します。また、こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センターの機能を強化するかたちで設置します。 ○地域子育て相談機関については、設置を検討していきます。



② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業です。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		25	25	25	25	25
②確保目標量	延べ利用	25	25	25	25	25
	実施箇所	1	1	1	1	1
乖離（②－①）		0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後も子育てセンター内で代替事業として実施し、特に産後うつや周囲から孤立している妊婦がいないか注意を払い、乳幼児の健やかな成長に目を配り、子育て世代包括支援センターと情報共有を図りながら進めていきます。

③ 妊婦等包括相談支援事業【新規】

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	66	63	57	57	54
年間実利用者数	22	21	19	19	18
1人当たり面談回数	3	3	3	3	3
年間面談実施合計回数	66	63	57	57	54
②確保目標量	66	63	57	57	54
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○新設するこども家庭センターの事業として、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。



(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○母子保健法に基づく新生児への訪問指導として実施をしており、里帰り等の関係で4か月を超える新生児もいますが、早期に訪問しています。

○訪問できなかった乳児に関しては、4～5か月児対象のハローベビールーム（赤ちゃん教室）で状況確認しています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間実利用者数	24	25	26	21	23
②第2期計画値	27	24	24	22	20
乖離（②－①）	3	▲ 1	▲ 2	1	▲ 3



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21	20	19	18	18
②確保目標量	21	20	19	18	18
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後も担当保健師による全戸訪問を実施していきます。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○対象となる家庭には家庭訪問を通して把握したり、各保育園や幼稚園等の関係機関から情報提供等によって把握しており、必要時には訪問指導を行っています。

○過去5年の利用実績がありません。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間実利用者数	0	0	0	0	0
②第2期計画値	6	5	4	3	3
乖離（②－①）	6	5	4	3	3



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保目標量	3	3	3	3	3
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○乳児家庭全戸訪問事業等と連携しながら、養育が必要な方へ適時に必要な支援ができる体制をとっていきます。

③ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

児童福祉法の改正に伴い新設された事業で、保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○新規事業として、こども家庭センターや家庭支援ネットワーク協議会等が連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、児童虐待の未然防止を図ります。



(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○本計画期間中の本事業の実施は想定していませんが、必要に応じて、近隣市町村と連携し、受け入れ先の検討を行います。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○本計画期間中の本事業の実施は想定していませんが、ニーズに応じて、受け入れができる体制の検討を行います。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○本計画期間中の本事業の実施は想定していませんが、ニーズに応じて、受け入れができる体制の検討を行います。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○本計画期間中の本事業の実施は想定していませんが、ニーズに応じて、受け入れができる体制の検討を行います。

⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】※

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い新設された事業で、保育所（園）、認定こども園、幼稚園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所（園）等を利用できる事業です。

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3	3	3	3
0歳		1	1	1	1
1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1
②確保目標量		3	3	3	3
乖離（②－①）		0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和8～11年度	○他市町村の試行的事業の状況等を総合的に勘案しつつ、実施体制を確保し、本町では令和8年度から事業を実施します。



⑥ 児童育成支援拠点事業【新規】

児童福祉法の改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

■ 児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○新規事業として、こども家庭センターや家庭支援ネットワーク協議会等が連携し、対象児童の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、児童虐待の未然防止を図ります。

⑦ 親子関係形成支援事業【新規】

児童福祉法の改正に伴い新設された事業で、保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

■ 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○新規事業として、こども家庭センターや家庭支援ネットワーク協議会等が連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、児童虐待の未然防止を図ります。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○妊婦の方には妊婦委託健康診査受診票を発行し、基本的な健診と標準的な検査は公費によって受診されています。

○里帰り出産する際においても、里帰り先の医療機関と委託契約し可能な限り公費で受診できるようにしています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	24	25	26	21	23
②第2期計画値	27	24	24	22	20
乖離(②-①)	3	▲1	▲2	1	▲3



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21	20	19	18	18
②確保目標量	21	20	19	18	18
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後も適切な情報提供とともに事業を継続していきます。



② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○本計画期間中の本事業の実施は想定していませんが、ニーズに応じて、受け入れができる体制の検討を行います。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

⑤ 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
年間実利用産婦数	1	1	1	1	1
年間延利用産婦数	2	2	2	2	2
②確保目標量	2	2	2	2	2
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○出産後に母乳育児等の相談・支援を行うため、現在の実施体制を維持し、「訪問型」の事業を実施します。



5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

○本町では、現在実施していない事業であり、放課後子ども教室（放課後等の子どもたちの安全で安心な活動拠点を設け、安全管理員等の指導のもと異年齢の児童間の交流と地域住民とのふれあいを図る事業）を1か所実施しています。

■ 放課後子ども教室の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	79	70	68	64	62
1年生	15	15	15	15	15
2年生	20	15	15	14	15
3年生	15	15	15	13	12
4年生	10	12	10	10	10
5年生	15	10	10	10	8
6年生	4	3	3	2	2
②確保目標量	79	70	68	64	62
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後も放課後子ども教室を実施し、保護者の就労に関わらず利用できる事業として、子どもたちの安全・安心な活動拠点として整備を進めていきます。

(2) 放課後児童対策パッケージの推進

国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう計画的な整備が求められています。

本町では、保護者の就労に関わらず利用できる放課後子ども教室を実施することで、多様な体験・活動を行いながら、また、放課後を安全に過ごせる場が提供できるよう推進します。

① 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

○空き教室を利用しており、今後も継続していきます。

② 放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉課との具体的な連携に関する方策

○放課後子ども教室を管掌する教育委員会と課題など情報共有をしていきます。

③ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

○障がいがある等特別な配慮を必要とする児童も安全に過ごせるよう、指導員への研修などを行います。

④ 地域の実情に応じた開所時間の延長に係る取り組み

○放課後子ども教室でできる範囲で対応していきます。

⑤ 役割をさらに向上させていくための方策

○放課後子ども教室での様々な体験活動へ自主的に参加できるよう充実を図ります。

⑥ 育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

○放課後子ども教室の活動内容を広報紙等で周知を行います。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、地域の子育て支援を行う機能も持っています。

今後は、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野に入れ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催等の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。



また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。

そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期・思春期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びを基盤に、義務教育での学びと成長につなげ、心豊かに生きる力の育成を目指します。

そのためには、子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、保育園と小学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を進めていきます。

8 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

子どもたちの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、大間町子ども・子育て会議をはじめ、子育て支援に関わる関係機関が参加する会議を定期的開催し、各機関における課題等について議論し、共有を図ります。



第6章

計画の推進・評価体制





第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

本町は、本計画を総合的に推進していくため、関係機関・団体等で組織した大間町子ども・子育て会議において、計画の具体的施策の進捗状況の把握や評価、課題等についての検討などを行います。

また、本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体や民間企業との協力関係を深め、子育てに関連した総合的な計画の推進に向け体制づくりを進めるとともに、庁内各課との調整・連携を図り、計画の円滑な推進を図ります。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く住民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

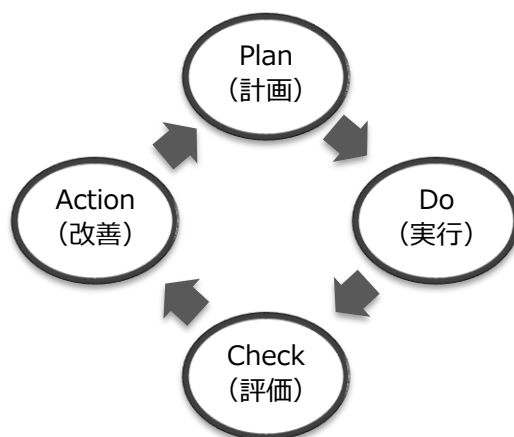
計画の周知にあたっては、広報紙、ホームページ等を活用するとともに、住民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して住民に周知を図ります。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。





資 料 編





資料編

1 大間町 子ども・子育て会議条例

(1) 設置要綱

平成25年6月13日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、大間町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、当該施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(2) 委員名簿

No	組織名・勤務先	役職	氏名	備考
1	下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室こども相談課	課長	山 端 博 子	
2	大間町民生委員・児童委員	主任児童委員	遠 藤 やす子	
3	社会福祉法人 恵愛福祉会 大間保育園	園長	石 澤 旭	
4	大間町立うみの子保育園	園長	中 新 由記子	
5	大間町立大間幼稚園	総括教諭	山 田 久美子	
6	大間保育園父母の会	会長	今 井 智 之	
7	大間町立うみの子保育園 父母の会	会長	小 林 宣 慶	
8	大間町立大間幼稚園 父母の会	会長	片 井 和 成	
9	大間町立大間小学校	教頭	新 松 美代子	
10	大間町立奥戸小学校	教頭	三 浦 匠	
11	大間町立大間小学校PTA	会長	山 崎 真	
12	大間町立奥戸小学校PTA	会長	佐々木 純	

任期 自 令和5年4月 1日から
至 令和7年3月31日まで



大間町第3期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行者 大間町 住民福祉課

住 所 〒039-4692 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4

TEL (代表)0175-37-2111 (住民福祉課直通)0175-37-2520

FAX 0175-37-2562

